

平成 29 年 第 1 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 29 年第 1 回東彼杵町議会定例会は、平成 29 年 3 月 22 日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	口木 俊二 君	2 番	吉永 秀俊 君
3 番	岡田伊一郎 君	4 番	前田 修一 君
5 番	橋村 孝彦 君	6 番	立山 裕次 君
7 番	浪瀬 真吾 君	8 番	森 敏則 君
9 番	大石 俊郎 君	10 番	堀 進一郎 君
11 番	後城 一雄 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	渡邊 悟 君	教 育 長	加瀬川哲文 君
副 町 長	(不 在)	建 設 課 長	岡木 徳人 君
総 務 課 長	森 隆志 君	健康ほけん課長	西坂 孝良 君
農林水産課長	岡田半二郎 君	健康ほけん次長	構 浩光 君
農 委 局 長	(岡田半二郎 君)	町 民 課 長	深草 孝俊 君
水 道 課 長	山口大二郎 君	財政管財課長	三根 貞彦 君
教 育 次 長	峯 広美 君	まちづくり課長	高月淳一郎 君
会 計 課 長	下野 慶計 君	税 務 課 長	松山 昭 君
監 査 委 員	前田 幸子 君		

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	山下 美華 君
--------	---------	-----	---------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1 一般質問（施政方針に対する分）

日程第 2 議案第 5 号 東彼杵町食育推進会議設置条例の制定について

日程第 3 議案第 6 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第 4 議案第 15 号 平成 28 年東彼杵町一般会計補正予算（第 5 号）

日程第 5 議案第 17 号 平成 28 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 6 議案第 18 号 平成 29 年度東彼杵町一般会計予算

日程第 7 議案第 19 号 平成 29 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算

日程第 8 議案第 20 号 平成 29 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算

日程第 9 議案第 21 号 平成 29 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算

日程第 10 議案第 22 号 平成 29 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 11 議案第 23 号 平成 29 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算

- 日程第 12 議案第 24 号 平成 29 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 13 議案第 25 号 平成 29 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 14 議案第 26 号 平成 29 年度東彼杵町水道事業会計予算
- 日程第 15 議案第 28 号 平成 28 年東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 16 議案第 29 号 東彼杵町監査委員の選任について
- 日程第 17 発議第 3 号 町補助金等交付に係る執行部の厳正なる役割が果たされることを求める決議
- 日程第 18 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件
- 日程第 19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

3 閉会

開 会（午前 9 時 30 分）

○議長（後城一雄君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は 11 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第 1 町長の施政方針に対する一般質問

○議長（後城一雄君）

これから議事に入ります。日程第 1、町長の施政方針に対する一般質問を行います。

質問形式は、一問一答方式。質問時間は執行部答弁を含めて 60 分以内。制限時間の 2 分前には、告知ベルを鳴らします。なお、質問、答弁とも簡潔明解をお願いします。それでは 7 番議員、浪瀬真吾君の発言を許します。7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

先に通告しておりました町長の施政方針に対する質問ということで登壇させていただきます。

まず 1 点目、T 型集落点検の結果並びにそれを踏まえた今後の取り組みの中で、住民皆様が参加する仕組みづくり、人と人が支えあうまちづくりとあります。この件につきましては、20 日に徳野先生からその報告がありましたが、今後町として具体的にはどういったことを考えておられるのかお伺いします。

2 点目、全国で活躍されている実践者を招へいして地域づくりにおける地域のリーダーの人材育成とありますが、具体的にはどういったことを考えておられるのかお伺いします。

3 番目、光ブロードバンド整備で情報発信が容易になり、ICT を活用した光の町整備事業も本格稼働に向けて取り組むとありますが、具体的にはどういったことを考えておられるのかお伺いします。

4 点目、第 71 回全国お茶まつり大会に向けた取り組み並びに農林水産業振興策を具体的にはどのように考えておられるのかお伺いします。

5 点目、障害者支援施設が行う移動販売車による買い物支援と農産物の集荷・販売システムの確立などの計画とありますが、具体的にはどういったことを考えておられるのかお伺いします。

6 点目、子どもたちを安心して産み育てることのできる環境づくりの中で、未就学児から中学生までの医療費の一部を無償化する制度の拡充を今回の議会で可決されたところであります。この件は昨年も質問いたしましたし、拡充されたことは、大変前向きにとらえられたことだと思います。更に若い人たちの定住促進を図るため、他に子育て一定期間中の支援策などは考えられないかお伺いします。

7 点目、大野原高原線並びに中尾本線改良工事については、平成 29 年度から社会資本整備総合交付金事業として、新たに目を変更しての実施をされていますが、現在の進捗状況と今後の取り組み、

更にその他の道路整備はどのように考えておられるのかお伺いします。

8点目、中学校の統廃合については、将来を担う子どもたちのために、のぞましい教育環境の実現に向け取り組むとありますが、具体的に今後の日程などはどのように考えておられるのかお伺いします。

9点目、町民皆様方にまちづくりを勧めてきたが、職員自身が変わり行動し知恵を出して行くことを目指すとありますが、その方策は具体的にどのように考えておられるのかお伺いします。登壇での質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それでは浪瀬議員の質問にお答えいたします。多くございますので時間がかかるかと思えます。

まず、T型集落点検の先日、結果報告会を開催いたしました。そのあとの具体的なことを考えておられるのかということですが、今、人口減少が進んでおりまして、このままではどうにもならないということをご存知かと思えますが、そこで地域の方あたりがいろんな話す機会を設けるといことが趣旨でございます、その話の中でいろんな取組みが、何でも良いです。例えば、祭りの継承とか、いろんな、あとの方で森議員の質問もありますので、とにかく地域の課題あたりがたくさんあるかと思っております。その辺を今から解消していくことになるわけですが、まだまだ、今の課題が、特にどんなものかということはまだ具体的に発表されておられません。ただ、不安とか安定とか報告だけでございますので、その先が私が一番欲しい情報でございます。これからまだまだ会話をしながら進めてまいろうと思っております。

2点目の地域づくりのリーダーの人材育成であります、これは本年から行っておりまして、先日も2名の方にきていただきましたけれども、そういう講師をお願いいたしまして、現在東彼杵町内で活躍していらっしゃる方、例えばソリソリソリソリとかちやぶ台三葉とか、あるいは木場のみのりの会とか何かやろうという人。そういう人達の人材を、10名近くの方を養成ではないですけども、更に頑張ってもらおうということで、現地視察あたりをしながら、九州内の意見を聞きながら、人材育成といいますかその辺をやっております。これも引き続き、29年度もやっていかなければ、誰がやるかというのが一番問題です。そこが問題かと思っております。いろんな方をお願いしながら、人材育成は特に、これをやらないと、実態はわかってくるんですけども、何をするか誰がするかということが一番問題です。アイデアはありますけれども、やる人を作らなければどうにもなりません。そういうことに努めてまいろうかと思っております。

光ブロードバンド整備ですが、まだまだ、今280何名ぐらいの加入でなかなか進んでおりませんが、当面は前回の一般質問でも話がありましたように、1,000世帯ぐらいを目標にやろうということで考えております。あと、東彼杵町の情報配信ですけども、東彼杵町チャンネルですか。そういうものを作りながら行政の情報とか、今、オフトークで流しています情報。それにプラスすること、例えば健康問題とか、あるいは議会のこういう模様の、一般質問あたりの動画とか、そういうものが流せますので。即取組みはできませんけども、費用もかかりますので、徐々に町民の皆さんに求めていこうと考えております。一番は、オフトークを50年ぐらいやってきたわけですが、このまちは情報を取りにいくということが、全員ではないですけども習慣になっています。

全て耳で聞いて安心して、それで解決していたんです。もちろん、お悔やみあたりも入りますので、全く自分の必要なものが居ながらにして情報が入ってきます。できますので。今度は1人に10万という情報があると言われていた時代ですので、その情報を取りにいかしてもらわなければなりません。ですから、オフトークを止めてそれに替わるものが即刻はテレビです。NBCのデータ放送があります。これはオフトークに替わるものと思っています。しかし、これも今までみたいに黙っていても駄目です。取りにいかなければならないです。そして新たな、町民の方に改革をお願いをするというのが光です。全くこれはオフトークと別ものでございますので、これを町民の方がしっかり加入していただいて、目で見えて考えられるような、光チャンネルで情報を流しながらまちづくりに何かできていけばということで、今の時代遅すぎますけども、ようやく他の市町村に肩を並べるように光が入ってきましたので、是非これを活用していきたいと思っております。

全国お茶まつりでございますけれども、具体的には、これは予算でも上げていますけれども、主会場は佐世保で行われますので、佐世保の取組みになりますけれども、いろんな現地視察とか、お茶の消費拡大等につきましては、東彼杵町は長崎、大村あたりでやるようなことになるかと思っております。これに対しましては、すでに研修工場とか作りながら、今まで入賞がなかった人が入賞するような、新たな意識、お茶の生産者の方もそういう意識が芽生えておりますので、是非、大会等の入賞あたりを願って、これにつきまますお茶の、ボランティアのお茶摘みをしていただく方、そういう方の茶園までの移動とか、トイレの助成とかそういうことを考えております。もちろん、これは非常に気候に左右されます。霜とかの被害等も懸念されますので、こういうことがないような気候になれば一番良いわけです。夏場に、私も心配しておりました干ばつ等がありますので、本当に良いお茶が出来るのかなと心配しております。そういういろんな苦勞をしながら、全国大会が70年ぶりに長崎県で行うということですので、これは是非成功に向けて取組みたいと思っております。

農林水産業振興策ですけれども、農林業につきましては、ご承知のとおり非常に厳しい環境にあるわけです。農業従事者も減少傾向でありますけれども、主要作物の後継者というのは半数ぐらいいらっしゃいます、まだ大丈夫です。ですから、ここを中心に、あるいは新規就農者あたりに入ってもらいながらやっていける可能性は十分あります。今からは、若者も新規就農で7名か8名か来ておりますけれども、そういう方々もお出でになっていきますので、農業というのが魅力のあるものに支援をしまわろうと思っております。しかしながら、以前のように、高度経済成長のように町の方で振興策はこうだ、活性化はこうだということはなかなか厳しゅうございます。これは、今は国の方も提案型です。やる方がどういう農業をしたいかということです。今まで考えられなかったお茶の改植事業とか個人の事業がありますけれども、これが補助対象になっています。以前は考えられなかったことですが、知恵を出してくださいと、何でも良いですよという言い方ですので、国も必死に、農業政策は緩和をしながらやっていると思っております。もちろん、TTPがちゃぶ台返しということであれしておりますが、これに替わるアメリカとの経済の連携協定などの交渉が始まりますので、もっと厳しくなる状態も考えられますので、そういう面も含めながらやっていこうと思っております。

ですから、今回の予算にも上げていますとおり、農家の方が、若い生産者の方がお茶だけでは食べていけないので、何をするかということでトマトを複合経営でやるとか出ております。そういう考え方、若者が働きやすいように所得向上を目指すべきだと思っております。したがって、

農業の振興策も若干変わってきているなど、時代に合わせた振興策に変わっていくのかなと思っております。

それから移動販売車でございますけども、町の方では直接やっておりません。これは株式会社彼杵の荘とステップアップさん、障害者の方の施設ですけども、ここが今でも就労支援の障害福祉事業ということで弁当の配達などをされております。障害者の方に生きがいを持ってもらうということで、農家の方が道の駅に出荷をされます農産物等を集荷に行ったり、巡回したり集荷をしたり、道の駅に持ってきたりとか、そういうサポート業務をやられるということで、重点道の駅の特に大きな取組みでございますので、そういうことを側面から町の方としては支援をしてまいろうと思っております。現在協議中のご様子でございますので、まだやっていないと思っております。これからそういう方法をやられると思っております。

それから、子どもたちを安心して産み育てる環境づくりでございますけども、これはなかなか定住促進というのが、子育てするために何をするのかというのは難しくございます。大きなものは市町村ではできません、特に町ではできません。大きな問題は国の方の政策としてやってもらわないと、町が1町だけでやるというのは困難でございます。しかし、そう言えども、この安心して子どもたちを産み育てるということの一環としては、ここ8年ぐらいでは倍額に予算を上げまして、一般財源も2倍ぐらいです。これは認可保育園あたりを1か所増やしたというだけでも大きく違います。これも子育て支援の環境づくりには大きく貢献していると思っております。もちろん、出生祝い金も上げましたけども、これは一過性のものであって、なかなか効果ができません。本来ならば現金給付ではなくて現物給付といいますか、いわゆる制度的なものの見直しをしながら、国と合わせながらやっていくしか方法はないだろうと思っております。一定期間中の支援策というのは、今のところ持ち合わせていませんので、何かありましたらお聞かせ願いたいと思っております。

それから、大野原高原線並びに中尾本線、町道でございますけれども、これにつきましては、前も答弁したかと思っておりますけれども、大野原高原線の方は、本年度の事業というのは、国道34号線に取り付ける交差点の詳細設計を実施をいたしております。国道への右折車線追加に伴いまして、影響範囲や交差点形状について国土交通省と協議を行っております。29年度の予定といたしましては、用地取得を計画をいたしております。特に、今度は集団墓地等がありますので、これは特殊案件でございますので慎重に進めていく必要が有るかと思っております。一定の了解は得ておりますけれども、高速道路での旧移転をされました2回目の移動でございますので、住民の慎重性といいますか、この辺を慎重にやらなければならないと思っております。工事計画といたしましては、橋梁建設、橋の方に着工いたしまして、そして法音寺側から順次施工して、最終的に国道へ取り付けを行うということで計画をいたしております。

中尾本線につきましては、本年度は橋梁の詳細設計が終わっております。それから補償の物件ですね。それも終わっております。したがって、29年度は用地取得をとにかく行うと。それができなければその先はどうかなということで考えております。なかなか問題等もありますので、早めに交渉を開始しながら進めていかなければと思っております。地権者の皆様方には丁寧な説明をして理解を求めていくことが重要であると思っております。

その他の道路整備等につきましては、おかげさまで平似田太ノ浦線につきましては、完了いたしました。それから、辺地対策事業の遠目中央線も完了いたします。29年度は、同じく里一ツ石線改

良工事が完了する見込みでございます。木場本線につきましては、平成、もう何年やっておりますかね、かなりの期間やっておりますけども、非常に軟弱地盤ということで苦慮しております。しかし、ここは思い切っているんな視点で現計画をもう一度見直ししまして、早い時期に現道にタッチするような方法はないか、その辺も合わせて検討してまいろうかと思っております。この他懸案であってありました中岳幹線が用地買収も終わっております。千綿団地から今里美容院ぐらい付近までは、全部は買収できておりませんが、大きな道路は買収できていますので、これに着工できる見込みでございます。しかし、財源がちよっとありませんので、今見合わせをしております。それと赤木幹線の長崎カステラセンターからトンネルまでも、設計も終わっておりますので、これも財源がつき次第早目に着工できないかと考えております。それから、彼杵中学校前の西部線でございますけども、これは彼杵中学校の校門から港湾に行く道路が未整備でございます。お陰で家屋の切り取り補償あたりも終わりました。土地は買っております。これは全て終わっておりますので、あまり費用は掛からないかと思っておりますけども、早いうちにこれはしたいと思っております。なかなか財源の目途がつかみませんので、補正予算等でなんとか進めてまいろうと思っております。

中学校の統廃合につきましては、保護者のアンケートが12月末までに実施を完了いたしております。それから、1月から3月にかけて、このアンケートの集約と検討対策会を4回ぐらい開催をいたしまして、私は入っておりませんが、教育長を中心に検討委員会を開催をいたしております。このあとは私も含めたところで検討委員会等を開催をして、29年度の方針等をもう少し具体的に持っていきこうと考えております。それから、4月から5月にかけて千綿中学校、彼杵中学校、各校区ごとに中学校の統合を考える意見交換会を開催する予定でございます。PTAとか地域の皆様のご意見を十分に拝聴する予定でございます。また、地域の皆様に何回もお集まりいただくのも負担があるかと思っておりますので、私の方のまちづくり課と利用検討委員会との協議の上で、大楠小学校、音琴小学校の跡地活用に係る意見交換会を同時開催していく準備をしているところです。意見交換会が終わりました後は、教育委員会にて意見集約とか対策等を協議しまして、私の方と協議を進めてまいります。そしてPTAを交えた中学校の統合を考える懇話会・検討会等の設置、あるいは発足を図りながら、代表者による十分な協議を進めていきたいと考えております。統廃合を進めて行く協議では、統合場所、統合後の通学者についても町及び教育委員会で方策を講じまして地域へ示していけるような努力をしなければなりません。また、学級編成、指導体制の充実、部活動の維持が出来るかなど、その方策も含めて十分検討する必要があるかと思っております。町はもちろんでございますけども、議会の皆さんとも十分協議を進めながら、更に新彼杵小学校の実績等も参考にしながら、中学校の統合を考える地区説明会が開催できますよう焦らず着実に推進していきたいと思っております。少なくとも29年度の末とか、30年度始めには方針を決定できればと考えております。

町民皆様方にまちづくりを勧めてきた職員自身が変わり、これは私が常に言っている言葉でございます。まず、町民の方にまちづくりをしましょうと言っておりますけども、その前に職員がしっかり意識改革をして、今回も議員皆様からいろんな指摘があっておりますけども、こういうことがないように、もっとやはり今までの反省を踏まえて、能力をアップして何をすべきかということをよく考えなければと思っております。もちろん、私の不行き届きな点もありまして職員の指導がうまくいっていないところも多々ありますけども、そこは真摯に反省をしながら職員共々まちづくり

を進めていこうと考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

この T 型集落点検の結果は、もう私も幾度となく徳野先生の話も聞いておりますし、ある程度はわかったような気もしておりますが、そういった特に地域を綿密に調べ上げることによって、逆に弊害というのが生じてくるのではないかと私は思っているわけです。この方は近くに息子さんとか居られますが、昼間は留守をされている。極端に言えば懸念とか、そういったことは町長は考えておられないか。思ったことはありますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

やはり目的がなかなかわからずに、プライバシーの侵害ということも地区の集会では、5 地区調査をしましたが、5 地区の中では出ております。そこまでどうして介入するかということ。しかし、それをクリアしながらいかないと、お互いに助け合っていないと、人口は減るわけですから。そうしたら、誰がするかということ。そのまま何もしなければいいんですけども、そこら辺ですけども、もう少し丁寧に我々も説明をしながら、いきなり集落点検ではなくて、説明をしながらどういうことをやっていくのかということを考えなければいけないと思っております。もちろん、弊害というのはいないかもわかりませんが、プライバシーはあるかと思っております。全部プライバシーですかね、いわゆる自分の私生活を全部、子どもがどこにいるとか。しかし、それは口外はしません。その話し合いの中ではオープンになるんですけど、当然その方は自治会の方ですから、知っておられます。消防団なんかは、特に民生委員さんなんかは知っておられるので、そこはある意味プライバシーまではいかないのかなと思っております。そこら辺を知った上でお互いに支えていくということが一番基本かと思っております。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

町長が言われましたようにプライバシーの侵害と、やはり中には自分の息子がどこにいるとか本当は教えたくない人も多々あるかと思うんですよね。町長が考えておられる皆で助け合ってこの地域を守っていこうという考え方は賛同するわけですが、そういった危険性もありますので十分注意をしながら取り組んでいただきたいなと思うわけです。

それとこの施政方針の中では、29 年度の集落点検の実施を 3 箇所考えておられますが、まず、どこを考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは一番心配しております東宿です。高齢化率が 3 番目ぐらいです。それと大音琴です。それと木場です。やや大きな所で形態が違う所、そういう所を。特に 28 年度は高齢化率が高い所の、

小さい所の遠目とか飯盛地区をしましたが、今度はやや大きい所をしていこうかと思っております。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

昨年度の当初予算では500万円近く上がっていましたが、今年度は予算計上が見当らないと思っておりますが、それは町職員で費用がかからないような方策でされるのかお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは施政方針で申しましたとおり、まだ計上はいたしておりません。これは先日の報告会を見て、それで判断したいと考えておりますので、当初予算では上げておりません。職員の対応は給与の中でやるわけですから、職員の働きをどうもっていくかを併せて検討していくようにしております。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

3地区を町長は考えておられましたので当然予算に上がっているものかと思っておりましたが、調べてみたら上がっていないということで尋ねたわけです。今後こういったことが具体化すれば補正でも組んで、外部からのそういった指導者を入れてされる予定なのか、最後にお尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

職員のかかわり方は、地域エリア担当制というのが各地区にありますので、その職員は今回の5集落には全て入って、ノウハウを伝授しております、勉強しております。ですから、それをもって次の今度は3地区に職員がそれぞれ、違う職員が行きます。そうしますとある程度職員の能力が上がっていきますので、職員が逆に、全てはできませんけども実態調査ぐらいはやって欲しいと思っております。しかし、なかなか職員もそこまではできないという反発もありますので、理解を求めながら、一番良いのは地域の方と接することが一番良いわけです。それが一番基本ですから、そういうことでやっていこうと。併せまして質問のとおり人材育成ですね、いわゆる講師の方を呼んで、そしてその地域でいろんな話を伝えるというのが、なかなか町の方もノウハウを持ちませんので、全国の事例あたりがたくさん出ておりますので、それを見て何かヒントを得ていただければ。無理やりはできませんので、そういうことをやっていこうと思っております。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

次にリーダー育成、人材育成の件でございますが、先ほど町長は今年度から取り組んでいるということで、先般別のところに出かけていかれてされたような話も聞きましたが、今東彼杵町にいろ

いろなサークルがあるわけですね。先ほど言われたように地域で頑張っておられる方もおられる、ソフトや婦人会とか、若者のサークルいろいろあると思います。そういった方の代表とか、サークルの中から何名か寄せて連合会、組織的なものは考えないのか、それでこの中で集まっていたければ良い知恵も出てくるかと思えます。そういった考えはないのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

ご指摘のとおり、そういう組織を作ろうかと思っております。そして各地区選抜みたいな感じで、各地区からでもいいんですよ。来てもらって、どういうことをやっているのか勉強会あたりをしてもらって、そして地域に戻って話をさせていただく。リーダー的な、正にリーダー養成です。私はそういうふうに考えておりました。なかなかそう考えておりましたけれど、短期間の内にリーダー養成はできませんので、今やっている、さっき言いましたソリッソリッソとかちやぶ台三葉の方とか、今までやっている方、そういう方あたりを呼んで、そして更にスキルを上げてもらってやっていこうという考え方です。だからそういう人たちがリーダーになってもらって、各地域に入ってもらって、大変失礼ですけども婦人会のサークルとかにお願いしようとは考えておりません。もっと違う組織でやったら良いかと思っております。いろんな組織を作ってやるのが一番かと思っております。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

やはり1回に限らず、幾度となく余裕のある時間を見つけて、回を重ねるごとに充実していくのではないだろうかと思えますが、町長としては年に何回位はやってみたいと思われませんか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

何回とはありませんけども、総合戦略を作った時にまちづくり会議というのを作りました。これは10名か12名だったんですけど、2回ぐらい会議をして総合戦略を作ったんですよ。だから、それではいけないと思えます。これは、許せば月に1回ぐらい集まって、夜に集まって、形式ばらずに意見が言えるような場を作れば良いかなと思っております。ですから、そういう場を作ろうということで、私も夜間に移動町長室とかをやりましたけども、数名しか来ていただけませんでしたので残念だなと思っております。そういうふうに導いていくのが非常に難しくございます。いくら我々がしようと言ってもなかなか伝わっていないのが現実でございますので、伝える方法も検討しながら、月に1回ぐらいは顔見せをして、そして発表会ですね。そのグループがどんなことを議論したのという発表会を、年に1回ぐらいはすれば町民の方にアピールできますので、そういう取組みができないかと思っております。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

次に、長年の提案であった光ケーブルが使えるわけですね。特に、高齢者の方は現在配信されて

いるテレビの画面のデータ放送dボタンの扱い方さえまだよくわからない人が多いように思われます。まず、そこをどうやってクリアして、インターネットはまだ二の次という感じがするわけですね。そのあたりをどうやって、またインターネットを普及させていくための手順というのをどう考えておられるのか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは手順ではありません、全く別ものであります。要するに情報をいる方、それはオフトークがdボタンに替わります。これはdボタンをしないとないわけですから、それは訓練をしてもらわなければいけないです。いきいきサロンとかで使えない方、若い方も、まだたくさん使っていません。この前こすもす大学でも聞きましたけれども、やはりなかなか使っておられません。ですから、町の方も出向いてテレビでの使い方もやってきたんですけど、それを把握しておりません。ですから、それを把握するべきと思います。それはそれに替わる、そして、緊急災害の場合は説明しておりますとおりFM放送でいきますので、オフトークに替わるものということです。これは替わります。これは全く別ものでございます。新たに、光というのは全く違う世界で、自分が情報を取りに行く。それはそういう時代に慣れないと全く無理です。例えば、病院に行っても全てアイコンです。銀行に行ってもそうです。それは慣れてもらうしかありません。そういう慣れてもらうためには易しいテレビ画面が出来るわけですから。アイコンで出来るわけですから、ボタンで出来るわけですから、それは慣れしかありません。それをしていかないと東彼杵町は明日はないです。時代を変えていかないと、なかなか厳しい時代になるかと思っております。常に今から、例えば、全てなりますね、IHとか人工知能が入ってきますので。バスでも何でも車でも運転手がない時代になっていくわけですから、常にそれが当たり前という時代になっていかなければなりません。年代的に今の方があたりが、何歳ぐらいまでがそういうことを使えるかということですが、小学生あたりは全て使えるわけですからね。iPadは子どもたちは全部使える。しかし、老人は使えないというのはおかしな世界です。是非、その辺は町も機会があるごとにとらえながら、そういう不安に伝えていこうと思っております。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

特に東彼杵町のタウンチャンネルの茶子ちゃんねるということで、町長が言われたようにインターネットを通じて情報を得られるわけですが、先ほどから言いますように、高齢者の方とか機器等に触られない方はそういった扱い方をわからない状況にあるので、特にそういった扱い方を各地域に出向いて、あるいは地域の方がそういった扱い方を教わるというシステムの構築を町の方でも考えて、区長会あたりでもそういった発信をされてやっていければなとお願いをしておきたいと思っております。

次に、全国お茶まつり大会に向けた取組みの中で、まず、時期がいつぐらいになるのか、東彼杵町から何点ぐらい出品予定なのかお尋ねしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

開催日は11月11日、12日を予定しております。そして出品件数は、東彼杵町のお茶は蒸し製玉緑茶ですけれども、全国で110点の割り当てがっております。まだ、大会要綱とか決まっていません。大枠は決まっています。110点。蒸し製玉緑茶という、いろんな煎茶とかありますので110点あって、それを各地区生産量とかありますので、それで決まっていくかと思っております。これから詳細が決まるかと思っております。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

去年は三重県の方であったと聞いております。去年は848点ほど出された中で、長崎県で110点というのは。私が聞いたところによれば40点と聞いたんですけどね、県の割り当ては。その辺の確認はあとでお願いしたいと思います。その前に、審査はこの日には行われたいわけですが、審査はいつぐらいにあるんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

審査は、大村市で9月5日から3日間ほどかけてあります。それと800点とおっしゃっているのは、煎茶とか釜入り茶とか、蒸し茶とか8種類ありますので、それが800ということです。蒸し製玉緑茶というのは110点、その中で東彼杵町がどのくらい出せるかということです。以上です。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

そういった110点の中で、県に40点ぐらい割り当てて、その中の上位が東彼杵町から出品されるというような話を聞いていたんです。あとで実績といいますか、出品点数によって判断をされると思いますが、去年、町の補助金によって建設された大楠にあるJAの茶工場の成果はどうだったのか。今年度の全国大会に向けての、設置も考えられて建設されたと思いますが、成果をどうあったのかお尋ねいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

成果はどこでとらえるかですけれども、まず、全国大会で入賞の点数。例年1点、6点ぐらいしか入っていなかったですけれども、研修工場を作って成果が出て7点。一気に5倍以上ぐらい上がるぐらいに入賞点数が増えました。それと今まで常連で入賞、全国大会に入賞されていた方が意外と下位に入りまして、今まで全く入賞していなかった方がいきなり入賞するという逆転現象が生まれて、これはやはり土地が持っている地力とかいろんな効果があると思いますけれども、それも併せて効果かなど。それも併せまして、茶業の経営者の方がなんとかこの機会を利用してそのぎ茶を全国ブランドに上げたいという意気込みがありますので、この辺が成果かと思っております。以上で

す。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

この大会によってどれくらいの来場者が、主会場は佐世保と思いますが、産地視察等が組み立てくるのではないだろうかと思われませんが、その来町者がどれくらいで、それと東彼杵町の PR をどのような方法でやられるのかお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

はっきり把握しているわけではございませんけども、概ね 1,000 人ぐらいは関係者がお出でになりますので、それが佐世保会場で大会があって、そのあとは平戸を周れるとか、東彼杵町の茶園を見るところで現地視察もあります。そういうことが計画されております。あとは、PR といたしましては佐世保でするのはなかなか、県内でございますので、世知原町辺りがございますので、ここでしたらあまり意味がないわけです。ですから、長崎の方でやりたいと考えております。それと大村で審査会が、プロの方が来てお茶審査がありますので、そういう時を狙って東彼杵町は空港での PR とか、あるいは本大会の時には長崎で、主会場で宣伝をしようということで、若いお茶農家を中心にいろんな取組みを検討しているところでございます。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

いろいろ検討されていることだと思っておりますが、次に、29 年水稲については減反政策がなくなってくるわけですが、今、特に荒廃地が見えてきております。そういった中で廃止された時の対策として、それとまた他のみかん、いちご、アスパラ、肉用牛、繁殖牛などの件は施政方針には説明をされておきませんが、簡単でいいですのでそこをどのように考えられているのかお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

減反廃止が 30 年から本格的になるわけですけども、反面これはまだ補助金が残りますので、結果的にあまり変わらないのかと思っております。いわゆる割り当ては自分たちでするわけですけども、補助金制度が飼料とかにシフトとしていきますので、今、テレビでも言っておりますとおり、事業用米がなくなって飼料がどんどん上がってということで、要するに補助金があるかなんです。そういう体質がどうかと思っておりますけど、いずれその辺はなくなっていくんではないかと思っております。その他アスパラとかいちごとかみかんとかありますけど、これは具体的に伸びておりません。これは部会等に毎回参加いたしておりますけど、それぞれ生産部会の中ではいろいろ悩みがありますので、一緒になって、後継者もいらっしゃいますので、フォローしてまいろうと思っております。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

この農業については各作目によって補助事業等があるわけですが、そういった補助事業があるというのはまだ知らない方もおられるわけですが。農協から聞いたりされる方もおられるわけですが、そういった事業の説明会あたりを町の方では是非やっていただきたい。農協さんと一緒になっていいわけですが、そういった詳細にわたっての事業説明会とかは開催される気持ちはあられませんか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、常に新しい事業をした時はパンフレットを作って説明しております。中には小さいものはないかもしれませんが、今回の水稻の 30 年減反廃止の問題とか農家の農業収入保険は、ことあるごとに説明いたしております。認定農業者とか会議等もあります。やっておりますけども、なかなかこれは農業に限ったことではございませんけども、情報が伝わっておりませんので、是非そこら辺が光あたりでももし流せれば今後は伝わっていくのかと。ここが一番まちづくりの悩ましいところで、情報が伝わっていないのが一番問題かと思っております。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

今、町長がおっしゃったように、情報が伝わっていないのが事実だろうと私も思います。そういったことで実行組合長さんあたりを町の方で集めたりされるわけですので、そういったことの中でまず周知の方法とか。やはりペーパーで見るといのはなかなかしないと思いますので、口頭で伝えるような機会を設けて、そういった事業説明とかをするような方向を今後考えていただければと思っております。

次に、高齢者の方、障害者支援が行う移動販売によるということで目標を挙げておられますが、特に町長は、そういった買い物弱者に、先ほど道の駅の関係で言われましたけど、買い物弱者という方がたくさんおられるわけですが。そういった中で、町長は以前コミュニティーバスの運行も視野に入れている話も聞きましたが、そういったものは再度お尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先ほどのすてっぷあっぷの話が上がる前、小さな拠点事業をやろうという道の駅の計画がある前に、国土交通省あたりは貨物の輸送の基準を緩和しまして、町バスに輸送機能を上げて良いと緩和策が出ました。是非、これは町バスの方にお願いをして、例えば太ノ原地区中尾地区辺りから野菜を出す方で、足が不自由で行けないという方は、それをコンテナなどに入れたら町バスが道の駅まで来て下ろすという、そういうことができるということになっておりましたので、是非、そういう案も活用できないかなと思っております。だから、すてっぷあっぷだけにお願いをするのではなくて、そういうこともひとつの事業として、これを誰がするのか。いろんな町バスに限らず、何か方法があればみんなで知恵を出して、そういうできないことをカバーするというのがまちづくりですので、そういうひとつひとつの取組みをやっていこうと思っております。諦めたわけではございま

せんので、そういう方法もあります。もちろん、千綿地区辺りにも巡回をさせるという方法もありますので、いろんな方法を考えながらやるわけでございます。それと誰が買い物弱者かということになった時に、机上論ではそういう話なんですけど、本当に買い物弱者が何人いらっしゃるのかというのが集落点検でわかるわけです。そういう意味で、一番最後に掘り下げて各地域に入って、誰が買い物に不便なのかとなります。もちろん、嫁姑さんの関係があって、車はあるけども全然連れて行かないという家庭もあるかと思えます。そういう方をどういうふうにして探すというのが、本当は集落点検で探さないといけません。プライバシーになりますけれども、そういうことで本当に困った人に手を差し伸べるというのが我々行政の役目と思っておりますので、是非、そういう方向で進めていきたいと思えます。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

そういった町長もわかっておられると思いますが、買い物弱者、交通弱者のための拡充を今後とも図っていただければと思っております。

次に、人口減少対策のための定住促進ということで、先ほども言いましたように拡充をされましたが、特に以前から私も申し上げておりますが、やはり住宅の家賃の、一定の子育て期間中に支援ができないものかどうか。会社とか、あるいは公務員さんあたりは家賃補助などがあるわけですが、こういった補助とかがないような方にも家賃一定額の、何割かの補助ができるようなシステムの構築ができないものかお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

その問題はすでにやっております。新婚さん世帯に、子育て中はないですけども新婚さん世帯には月2万円でやっております。いろんな現金給付があります。どこまでやるかというのがありますが、新婚さんの時にはかなり多くの方が町外からどんどん入ってこられまして住んでおられますので、効果はあるかと思っております。今度は子育て、あるいは最後までずっといきますのでどこまで許されるのかがあります。現金給付というのは引き返しができませんので、慎重に取り組みたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

医療費の方も昨年小学校までということで、来年度から中学校までなるように決まるわけですが、そういった中で新婚さんだけではなくて子育て支援にという意味で言っているわけです。今後検討していただければと思えます。

それとそういった子育ての中で、いつかも申し上げましたが、病児保育で預かる所がないわけですね。大村、佐世保はあります。しかし、3町では福祉組合も立ち上げております。東彼杵町に病児保育の施設を持ってくるのはなかなか難しい点もあるかと思えます。そういった中で3町で1か所ぐらい、例えば1か所になれば川棚ぐらいになるわけですが、川棚には病院もありますのでそう

いったものの働きかけ、3町での話し合いとかできないものかお尋ねいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

話し合いはできます。できますけども、病児保育も小児科の先生がまもなく辞めようとしていてます。したがって、話し合っても病院がないということになります。先日、わたしも長崎大学の方に出向きまして、東彼杵町に是非、小児科を作ってくれという人をお願いをしております。前向きに検討しますということで簡単にはいきませんが、3町で、もし川棚で小児科をお辞めになるのであれば、東彼杵町に是非一つ作りたいということで表明しておりますので検討していきたいと思います。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

やはり地元の方が、私も賛成でありますので、是非、そういった方向性でいくようにご努力をお願いしたいと思います。

それから大野原高原線については、次の点で社会資本総合整備交付金事業でされるわけですが、これは平成22年度に制定されて、昨年10月に改定をされているようですが、従来の改良事業と比較して補助率とか、そういったものに変更があつての目の変更になつたのか、この辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは分離して中尾本線というのが今までずっとやっていましたので、その延長ですので、中尾本線。残つたやつを大野原でしていますので、補助率等には関係ございません。ただ、中尾本線でやる場合は全く財源的には問題ないです。ただ、今までの関連上中尾本線改良工事の一環ということでやっておりますのでそういう名前を付けました。別枠でやっているということで、補助金も取りやすいということでございますので、そういうふうにしております。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

補助率は用途といういろいろな条件によって異なってくるようですが、大体どれくらいになっているのかお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

補助率は65%で同じだそうです。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

この件については昨年も質問いたして進捗状況を聞いてまいりましたが、昨年の前課長の答弁では、昨年の7月ぐらいには地元説明会ができるのではないだろうかという話でございましたが、昨年は予算を減額されたりした経緯があります。そういった中で今年度、事業説明とか順序としてはどのように考えておられるのかお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

大野原高原線につきましては、橋梁の設計あたりは全部終わっております。移転補償の調査も終わっております、28年度で。したがって、あとは用地買収だけなんです。ですから、用地買収ができるかなんです。できれば、橋梁ができます。用地買収ができなければ橋梁はできません。それで今年が大きなターニングポイントではないんですけど、一番問題かと思っています。用地買収ができなければ、もう限度までいっていますので、それを下まで下げますと取り付けができません。どこで曲げるかということがございますので、今年が限度かと思っています。したがって、先ほど申しましたとおり、丁寧に説明をするしかないかなと思っています。すみません、間違えました。今の話は中尾本線の話です。大野原高原線も橋は、設計は終わっております。谷口付近の橋は終わっています。あとは国道の取り付けの所に樋口橋というのがありますので、これにかかったら大変な大工事ということで考えておりましたけども、これは今の斜めの土羽部分で拡幅が可能でございます。さほど費用は掛かりませんので、そっちの方でやっていけます。そういうことで、いずれも用地買収にありますけども、大野原高原線につきましては、墓地が集団移転がありますので、ここが一番時間をかけて早めにやるべきだと思います。説明会ではなくても予算が4月ぐらいには付きますので、すぐにでも行かなければ時間を要しますので、早めにやるべきだろうと思っています。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

中学校の統廃合については、町長の強い決意を述べられましたので省略して、最後の町民皆様方のまちづくりを進めてきたが、職員自身が変わり行動し良い知恵を出し合っていくというような中で、やはり私も職員のチームワークと考えますが、一日の計画あたりを各担当職員が述べ合い、お互い理解しながら能動的に効率良く仕事をしていくことが、そして横の課のつながりも作っていくことがこの町の発展につながるのではないだろうか。また、住民向上サービスにもつながるのではないだろうかと思いますが、そういった朝の、課での皆で話し合っただけで今日の目標はこうなんですよという話し合いとかされて、実際に行われているものをお尋ねしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

見たことはありませんけども、たぶん朝からは打ち合わせをやっています。朝礼までいきませんが、ミーティングとかはやっていると思います。時代がそういう時代ですので、ただ漠然と仕

事をするだけでなくメリハリをつけて、まず挨拶からです。挨拶は徹底的に言うておりますので、朝から挨拶をしてもらわなければなりません。町民の方もいろんな意見がありますので、例えば席札ですね。席札が全くありませんでしたので町民の方の申し出がありまして、それも各カウンターに名前を付けて、自分が自信を持って、自分は渡邊だと、一生懸命仕事をしていますというぐらい自信を持って、誇りを持って町民対応ができるように、そういう職場作りを考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（後城一雄君）

時間がまいりましたので、ここで7番議員、浪瀬真吾君の一般質問を終わります。
ここで暫時休憩いたします。

暫時休憩（午前10時31分）

再開（午前10時39分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り会議を続けます。

次に、3番議員、岡田伊一郎君の質問を許します。3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

それでは先に通告をいたしておりました3点について質問いたします。

始めに国民健康保険制度であります。平成30年度から長崎県への移行に向けて、今後の国保税の動向と財政調整基金の取り扱いについて伺います。

次に、前期・後期高齢者医療費についてであります。医療給付をどこまで求め、どこまで負担するのか。コスト意識を高めて将来世代への責任を果たすことについてお尋ねをいたします。

次に3点目であります、地震対策について。地震予測が震度6を想定すべきと見直されたことに伴う安全なまちづくりについて伺います。以上、3点について質問いたします。登壇しての質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

岡田議員の質問に解答いたします。1点目の国民健康保険制度についてでございますが、これにつきましては、平成30年度から長崎県に、国保の場合は長崎県と市町が共同保険者ということになってきます。もちろん、財産運営の責任主体となっていくわけでございます。国保というのは国民皆保険ということで、最後の砦でございますけれども、今回の国保改正は、財政の安定化を図ることによって持続可能な医療保険制度の確立でございます。市町においても、地域住民と身近な環境の中で資格の管理、被保険者保険証の発行とか保険給付、保険料率の決定、賦課徴収、保険事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととされております。新しい制度になりましても、県と市町村が一体となりますけれども、今までと同じようなこととなります。もちろん、財政運営を全てが県の方でやりますけれども、町の方の財政運営は引き続き行わなければなりません。町が行うのも財政運営も一部、それから資格管理もあります。それから保険給付もあります。保険税の決定

とか保険税の賦課徴収、保険事業、これはデータヘルス事業等があります。その他の保険者の事務を共通認識の下で実施すると共に、各市町が事業の広域化とか効率化を推進できるように、県内の統一的な国民健康保険の運営方針を定めることになっております。

現在、保険料あるいは保険税の統一化に向けて話しがっております。今、本町の場合は、所得割、資産割という固定資産税を入れております。それと平等割、均等割ということで4方式でやっているわけですが、これを県の統一といたしましては3方式です。資産税は重複課税ではないかという話がありますので、資産税をはずそうということになっております。その方向で進むと思っております。したがって、所得割、平等割、均等割の3方式になると思います。もちろん、これは応能と言いまして、所得に応じた応能です。応能益、応益というのがありますけども、これは1対1になります。所得割というのが、即、応能割になります。平等割と均等割を含めたのが応益割になります。そういうことで県の方針といたしましては、資産割をなくして重複にならないよう検討をされております。統一の保険税というのを目指しておるわけですが、現段階ではいろんな文句等が入っております、なかなか簡単にいくかなというのが実態でございます。

それから財政調整基金のことですが、これにつきましては、県の方でも制度改正等がありまして、国から財政安定化基金というのがきますので、そちらの方で基金を作ります。それが一部基金としてできますので、県の方が持っております。町の方としてはそのまま持っておきます。29年度の取り崩し予定が9000万円近く、今度予算を上げておりますので、29年末、30年3月末、来年ですけど、その時点で約6100万円ぐらいい残っているだろうと思っております。特に大きな病気等がなければこれ以上残るかと思っておりますけども、今のところ6000万円ぐらいだと思います。これはそっくりそのまま今から、例えば予期せぬような医療費あたりの負担を求められた時には出せますので、これから先も東彼杵町の国保基金としてはそのまま管理になっていくかと思っております。

次に、前期・後期高齢者医療ですけども、これは大変申し訳ございませんけども、私は前期とか後期だけの医療をとらえたわけではなくて、国保とか介護とか後期とか全てを含んでおりますので、それで答弁させていただきたいと思っております。これは医療給付と負担で、コスト意識や次世代への責務につきましては、医療全体の話でございまして、国民皆保険ということで昭和31年に鳩山総理大臣の下に宣言されたこととございまして、皆保険でございますので、保険に入っていない方がたくさんおられました。そういう方を網ですくって漏れないようにということで、全ての人が市町村の運営する国保に入ってくださいということでやったわけですが、あくまでも社会保険方式でございます。当然、保険料だけではなく税金も投入しておりますので、現在の形となっております。そういう中、27年の総医療費は41.5兆円ということで、前年度からものすごい額で増えております。負担を上回る介護保険に歯止めがかかっておりません。将来世代におきましても、安心して暮らすためには何をすべきか問われております。例えば、医療技術の進歩等もございまして、1人当たりの年間の医療費というのが、昭和31年の当時は3000円ですね、3000円から今は32万円ぐらいですので、約100倍を超えるような医療費が上がっております。特に75歳以上の高齢者の方は、90万円ぐらいになっております。平均的な医療費というのは、ものすごく押し上げております。2000年に介護保険が導入をされまして、老人医療を移行させてきたわけですが、

そのあと 2008 年には後期高齢者医療制度が、75 歳以上が対象になって、これも負担の問題なんですけど、月に何回受診しても負担は一緒ですよという制度を国の方は持ち上げましたけど、これは反対に合いまして、負担の軽減措置というのが廃止に至っておりません。ですから、現在でも年間 1100 億円ぐらい軽減されておまして、これは非常に予算を圧迫しているのではないかと思います。それから、後期高齢者あたりは、長崎県は、前も言いますように高齢者の 1 人あたりは全国 4 位です。4 位ですけども、その前提に控えております前期高齢者、これは後期高齢ではなくて国保の中の前期高齢者です。65 歳以上から 74 歳の方、この方達が全国 1 位なんです。この全国 1 位がそっくり上がってきますと、いわゆる全国 4 位が全国 1 位から染まりますので、非常に医療費がものすごく上がるということがよくわかると思います。大変な事態になっていくかと思えます。したがって、特に長崎県は高くございます。長崎市、時津町、長与町、東彼杵町、俄然第 1 位から 4 位ぐらいで上がっておりますので、非常に医療費が高くございます。これをなんとかしようと考えております。新聞で見たわけですけども、西日本のある患者のケースの場合ですけども、高額医薬品を使っていないんです。高額医薬品を使っていなくて、約 3 年半での医療費が 7400 万円。1 人でですよ。そして自己負担が 190 万円なんです。非常に負担が少ない制度で、どこまで負担を求めるとかという問題が、一番ここら辺にあるのではないかと考えております。もちろん、国保が始まった当時は、結核とかありまして、いわゆる抗生物質、これは 5 割負担をしなければいけなかった。非常に高い薬だったです。そういう時代を踏まえながら給付が進んできたものですから、非常に今、負担がアンバランスになって、議員がおっしゃっているように負担をどこまで求めるのかが一番大きな問題かなと考えております。しかし、これも人口減少で、高齢化で病院にかかっている高齢者ですので、それを負担しているのは、もちろん高齢者も負担はしていますけれども、それ以外の分は現役世代が払っているわけです。こういう現役世代が減っていくということでございますので、誰が負担をするかということで常々言っております社会補償問題の純債務が 2000 兆円、成人式で申しましたとおり、そういうことが現実的に起こってきます。だから、これをなんとかしないといけないということで、やはり負担の見直しとか、当然消費税の引き上げ、これもやらなければどうにもならないと考えております。それとあとは国民負担率というのが言われておりますけれども、諸外国と比べて、主要国と比べて日本というのは、非常に少なくございます、負担が。もちろんデンマークとかフィンランドとか社会主義の所は手厚く、70% ぐらいの負担はしております。これと比較にはなりませんけど、負担の率というのは一概に言えませんけど、そういうことが考えられております。

そういうことで、それでは老人を殺すのかということかと。そういうことではございません。命は値段がありますので、このツケが回り回って、まだ生まれていない子どもとか孫とか、今から生まれる次世代に、命の値段が問われることになるかもしれないと考えております。したがって、いくらかでも安い医療を心掛けていかなければならないと考えております。

3 点目の地震対策でございますけども、これは見直しということが、平成 28 年ですから丁度 1 年前ですかね、長崎で防災地震フォーラム in 長崎ということで行われました。その時に九州大学の地震火山研究センターの清水洋センター長が基調講演で言われております。阪神大震災後に国が精力的に活断層の調査をしましたが、見つかっていない活断層がかなりあると、みられると。だから、長崎県も例外ではないと。直下型ではマグニチュード 6.9 の地震が発生した場合の揺れのシミ

ュレーションをしたところ、県内全域で震度6弱以上、沿岸部、平野低地、河川沿いでは震度6強ということが予想されます。だから、長崎県に住む限りでは震度6弱、あるいは震度6強を想定して備えることが必要と述べられております。そこでなんとかしなくてはいけないということで、この情報も防災会議とか区長会とかでも、写真で一番近くにある活断層、大村諫早西部活断層辺りも、町民の方にも図面でお知らせをしながら、こういうことがありますよということで警告はいたしております。したがって、震度3ぐらいでたいしたことはないだろうという今までの考え方を改めまして、震度6でいきましょう。だから、非常に危険ですよということで区長会でもいろんな対策、県の、国の補助事業がございますので上げました。しかし、1件でも申請がございません。今回も予算は上げております。これは土木費で上げておりますけれども、安心安全住まいづくり支援事業耐震診断委託料に若干10万円ほど上げておまして、あとは安心安全住まいづくり支援事業として耐震改修補助ということで、僅かですけども180万円ほど事業として上げております。こういう補助事業がありますので、是非、ひとつずつやってもらいたいなと思っております。それと木造家屋ですけども、町の単独事業でも、金具を梁のところに付けるわけですけども、その助成というのは、格安でできると考えていますので、これは検討してまいろうと思っております。これは新築の時に必ず、今はもうはめております。それを古い家にも、外壁を張替えられる時なんかはやっただければかなり強度が上がりますので、そういうものも情報提供をしながら、独自で地震対策ができないかなということで考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

まず始めに国民健康保険制度でございますが、平成30年度から長崎県へ移行ということは、移行する時期、これは4月からすぐ移行になるのですか。お尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そのとおりでございます。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

4月からすぐに移行ができるんですかね。たぶん、夏ぐらいではないかと私は聞いたんですが、後で調整をお願いしたいと思います。

次に、厚生労働省は国保の財政を安定させるため、先ほど町長がおっしゃいましたが1700億円を確保するとしていた基金、これを消費税が上がらなかったために300億円を減額すると表明をされておりますが、この影響というのはどういうことが考えられるのでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは国レベルから県レベルの財源確保ですので影響はないとは言えませんが、我々も町村

会一体となって、是非 1700 億円は確保してくれと要望をしまりました。これが履行しなければ駄目ですけども、後年度において基金でやっていきますので、カバーできるということでお聞きしておりますので、影響はないものかなと今は考えております。若干課長の方で何かあれば答弁願いたいんですけども。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

本町の平成 28 年度の実質的な赤字の予想額というのはどのくらいになっていますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

健康ほけん課次長をお願いします。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課次長。

○健康ほけん課次長（構浩光君）

今年度の赤字の予定は 3 月の補正で計上していましたように、取り崩し予定が 2484 万 6000 円ありますので、おおむね 2500 万円弱ぐらいになるのかなと思っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

そうしたら、先ほど町長もおっしゃられましたけど、県に統一されて資産割がなくなるということは、今まで滞納の要因として資産割も 33.8%ぐらいありましたよね。これも影響していると考えられませんか、資産割で保険税が増えていたということは。どうでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは全く影響がないとは言い切れません。今、見直しの段階で重複課税という報道がなされておりますので、それに気付いた方はおかしいと、やはり重複ではないかという意見があるかと思えます。しかし、東彼杵町も国保制度ができてから 50 年以上やってきております。それが当たり前かなと思って払っておりますので、そこら辺が今、報道するにしたがって、東彼杵町は重複して払ったという、いわゆる被保険者の方が意見があります。たぶん、ご意見があります、気付かれればですね。それが払わないという方もおられるかもしれません。今おっしゃるように、いろんな要件で何千万という滞納があります。そういう理由もさることながら国保制度は変わっていきますので、なんとか納めていただける方向で進めていきたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

と言いますのは、財産はあるけど現金収入がないという時に、やはり保険税も上がって来た時に、

厳しいところもあったのかと私は思っているのです。前回の改定時に保険税は県で下から3番目、これも安い方ですね、下から3番目ですから。医療費は上から3番目との説明がありましたけれども、現在の状況はどのくらいになっているのでしょうか。お尋ねをいたします。国保です。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

健康ほけん課次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課次長。

○健康ほけん課次長（構浩光君）

現在の医療費につきましては、上から5番目にあります。額は、平成27年度で104万3965円です。1人当たりの給付費がですね。以上です。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

保険税は県下と比較してどのくらいになるのですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

税務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり税務課長。

○税務課長（松山昭君）

調べてきておりませんので、あとで答えさせていただきます。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

町長が先ほどおっしゃいました財政調整基金を、今後、町単独の保険税率の改定の緩和に適用することも考えられますか、財政調整基金を。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

いえ、保険税の緩和にはできませんけど、財源不足ですね。制度的に充填するということは全くなってしまうので、それは別途の特別な予期せぬ支出。医療費が足りないということはわかっていますので予期せぬ、例えば、特に今年はインフルエンザが多かったとか、そういうことの場合の時の財源として保有していこうと思っております

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

そうしますともう 1 点、平成 30 年度までに滞納額の徴収に取り組む姿勢。これについて町長の見解をお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

姿勢は、常に公平を期するためには滞納徴収しかございません。極端なことはできませんけども、税務が今やっています、搜索とかやっていますので、そんなことも併せながらやるべきかなと思っております。

もう 1 点いいですか。先ほど医療費の話がありましたけども、他町の事例はよくわかりませんが、年税額が、保険税が推移しておりますのが、例えば平成 24 年ぐらいでいきますと、7 万 4000 円ぐらいが平均でございます。それと今現在、27 年で 8 万 7000 円ぐらいの平均です。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

次に、医療費のコストの件についてお尋ねをしたいと思います。この後期、前期合わせて自然増と申しますか、1 年で何%ぐらい見込んでおられるんですか。自然に医療費が上がっていく。町長がおっしゃる人口がまた、こっちの方に移動した時、今の団塊の世代の方が。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

健康ほけん課次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課次長。

○健康ほけん課次長（構浩光君）

最近の人口減少は、国保の対象者の人数は減っているんですけど、医療費に係る分は微増となっております。以上です。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

人口は減りますよね、医療費は上がる。しかし、前期後期高齢者医療費は自然増ですよ。医療費が 1 人当たり大きくなれば、当然総額も増えてきますよね。何%ぐらい見込んでおられるのかなと。これに書いてあったものですから、増額が見込まれると、予算説明の方にも。それをお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

自然増というのは人口予測、被保険者の人口予測がありますので、これは正に自然増ではなくて読めますので、何名というのが、被保険者が。人数で掛けていきますので、その自然増というのは

反映していないと思います。どのくらい減るのかとか、どのくらい増えるのかとかは考えていません。だから、あと後期高齢者は県の方で一切やっていますので、負担金を9000万円払うだけです。医療費は17億円かかるわけですが、何もなくていいわけで。前期の方は国保でございまして、前期だけというのはわかっておりません。国保会計として医療費がどうなのかということを見ながらもっていきますので、あとは基金をどれだけ入れるのかということで、申しましたとおり今年度は2500万円ぐらいが良いということで、そういう話になっています。何かわかれば答弁させます。健康ほけん課次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課次長。

○健康ほけん課次長（構浩光君）

今年度の予算的にいけば、対前年度比国保については0.13%増です。後期高齢者につきましては4.5%の増となっています。以上です。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

後期高齢者に限って短期被保険証の交付者は何名ぐらいいらっしゃいますか、短期です。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

健康ほけん課次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課次長。

○健康ほけん課次長（構浩光君）

後期高齢者の方は調べていないんですが、国保の方は短期証が94名です。資格証が2名です。

○——△——

——△——△——

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

自己負担は原則1割負担ですが、3割負担となる方は何名ぐらいいらっしゃるんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先ほどの後期高齢者の短期保険証の交付の実績はということでございますけど、そもそも後期高齢者は特別徴収でございまして、たぶん短期の保険証をやらなくても全部払っておられます。ちょっと待ってください。そうですね、ありませんね、特別徴収ですので滞納がありませんので、それは保険証は行っています。漏れがあれば回答します。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

そうしたら年金以外、普通徴収はないんですかね、後期高齢者。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

健康ほけん課次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課次長。

○健康ほけん課次長（構浩光君）

後期につきましても普徴はあります。所得に応じて算出をするわけですけど、算出によっては金額が変わってくるものですから、本来は全部特徴になるんですけど、所得に応じてとり過ぎたりする可能性があるものから、普徴に変わる時があります。以上です。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

地震対策でお尋ねをいたします。公共施設の集約や老朽化対策を進める事業費として国が 3500 億円計上されております。これは熊本地震を教訓に耐震性が不十分な自治体庁舎の建替を促進することが決定されておりますが、今回の予算と言いますか町長の施政方針の中にはなかったんですが、この役場の庁舎の建替の計画というのは、こういう事業を利用しての推進されるお考えはないのかお尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは新たな制度で、起債制度等が充実されておりますのでやれないことはないようになってきました。これも時限立法ですので、例えば 32 年度までという限定があります。そこでやれるのかどうか、その辺も検討しながら、財源と起債あたりを有効に使いながら、できれば検討したいんですけど、なかなかそこまで、もっとやるべきことがあるではないかという気持ちもあるものですから、まだ GO サインは出しておりませんが、検討はいたしております。

○議長（後城一雄君）

先ほど保留いたしておりましたのを回答したいということなので、町長に代わりまして税務課長が回答します。町長に代わり税務課長。

○税務課長（松山昭君）

先ほど国保税の状況が県内でどの位置にあるかのお尋ねに対して、平成 28 年度保険税の試算によると 21 市町のうち 10 位ということでございます。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

この補助、事業費が国で計上された時に、できれば町長に思いきって進めていただきたいんですよ、公共施設。今度の総合管理計画にも出ていますが、周辺の公共施設との複合化、整備資本の検討、協議ということが出ていますね。朝から議会の方に配付されましたけども、こういうところに関して、今、旧中央公民館もほとんど耐震化もないし、壁面のふくらみも見れるし、一気にここは集約して、できれば私が何回も申していますように、ここは駐車場が、高齢者の方が国道に出るときに厳しいと思うんですよ。坂道を急発進して、すぐ国道ですから。できれば駐車場がふんだんにできる、高層化すれば議会だけでも残してでも向こうに。こういう事業を振り向けて、平成 32 年度までですから手を挙げていただきたいと思うんですが、再度お尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まだまだ簡単には即答できませんので、検討してまいりたいと思います。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

ため池についてもお尋ねをいたしますが、今度、国県が必要と判断すれば農家の同意や農家の費用負担なしに対策工事が可能になった場合、なったというかそういう方向で進んでると思うんですよ。だからため池の耐震化についての取組みはどう考えられますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

ため池を利用する人がいなくなってしまうので、ため池を改造するよりもそれを排出するような方法があるんじゃないかと思っております。私も手元に資料を持っていないのであれなんですけど、勝手にできるというのは、農地中間管理機構のそういう場合に限る、ということなのではないかと思っております。勝手に、同意を得ずにできるというのはなかなか、それは前提にあるのが、ベースになるのが土地の貸し借りですね。その辺ができた上での話でございますので、あくまでも水利権者あたりの話がいきます。ただでできればすぐお願いします。しかし、そういうことにはいきません。それこそ農業を今から続けて水田をどうするのか、管理ができるのかということなんです。ちょうど私も関係しておりますけども、赤木池辺りは数名しかおりません。これでもやれないとなれば、ため池を壊すしかありません。だから、そこら辺が大きな、今から、さっきおっしゃったように選択と集中ではないですけども、壊しながらコンパクト化トしていくという方法も検討しなければいけないと思っております。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

ため池は法改正がなされると思うんですよ。東日本大震災で重大な事故が起こった場合、それを防ぐためにそういう形で進める。ただ、これが防災重点ため池になるかどうかは、町長が今おっしゃるようになりますね。うちは、赤木はおっしゃいましたが、あと平山池とかいろいろありますね。千

綿もあります。だから、こういう施策を、もし、これに適用できれば、東彼杵町はお金がないと町長はおっしゃるものですから、できるだけ有利な、そういう事業を展開されて、施策を進めていただきたいと思います。町長回答をお願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

お金が要らなければ当然お願いをしたいわけですが、これもあくまでも水利権者の話を聞きながらどうするのかと。改造したって補強しても、地震対策をしても後を使わなければどうにもなりませんので、そこが一番問題です。関係者とよく話をしながら、存続しないとなればですね。堤体を補強すれば、また、これが管理をしなければなりません。その管理がいなくなるということで非常に大きな、東彼杵町は問題を抱えておりますので、その辺も積極的に取り組んでまいろうと思っております。

○議長（後城一雄君）

これで3番議員、岡田伊一郎君の質問を終わります。

次に8番議員、森敏則君の質問を許します。8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

おはようございます。今回は平成29年度施政方針に対する質疑を先に通告をさせていただいております。2点については7番議員、浪瀬真吾議員と重複するところもあると思いますが、ちょっと視点を変えたところでの質問をさせていただきますのでご了承いただきたいと思っております。

それでは、まず、T型集落点検の継続についてということで質問をさせていただきます。

町長に対する一般質問は、議員が町長の施政に対して提言する場であると認識しております。

9日の一般質問で、「T型集落点検の成果を活かす政策」について伺わせていただきましたが、徳野名誉教授を人口減少の克服等の研究をする数少ない学者として紹介され、大きな期待をされております。しかし、最終的なまちづくりの主体者は地域の人との融和、融合であり、人材育成はまちづくり活動をしながら、地域のチームのふれあいの中でリーダーも育成されるものと思っております。施政方針に、集落点検の結果「人と人が支える仕組みが判明したので、限界集落ではない」と示されておりますが、この仕組みは町内各地域で継承され、すでに育成されているものと私は思っております。

集落点検をしたから判明したのではなく、町長の育った環境でも、すでに認識されているのかなと私は思っておりますが、そうではないのかもわかりません。

来年度、東宿、大音琴、木場地区の集落点検を実施する。当初予算なし。これは報告会で判断すると先ほど答弁されておりましたが、この点検によって何をどうしたいのか私は理解できておりません。

我が町は、既にまちづくり等によって、町内各自治会の組織の形成、リーダーの育成、先ほど浪瀬議員が言いましたサークル等で、もっとずっと先を進んでいると私は思っております。

来年度も継続して集落点検をすることによって、何を、何を、誰が誰と、誰が誰と、どう動いて、どう動いて、結果どうなって、どうしたいのかを示す方針と方向性と目標、この三つを伺わせていただきます。

次に2点目であります。少子化対策について。

来年度から、未就学児から中学生までの医療費の一部無料化と、出生祝い金の倍額支給を予算計上されておりますが、これではまだまだ不十分と私は考えております。

次世代を担う子どもを産み育てる保護者への支援こそが、少子化対策に効果があると思いますが、町長の所見を伺いたいと思っております。以上、登壇での質疑を終わり、このあと自席から行います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

森議員の質問にお答えいたします。まず1点目のT型集落点検継続でございますけれども、現在複数の地区で、あるいは複数の任意団体といいますか、事業主体となってさまざまな課題解決及び地域活性化を目的に各種の補助事業を活用した活動を積極的に実施をされております。森議員がおっしゃるとおり、町内自治会等の組織やリーダーの育成等については極めて大きな役割を果たしていると思っております。しかしながら、まちづくりに関する各種補助事業とT型集落点検事業の大きな違いは、前者が現状の課題を克服することに重点を置いている事業でございます。比較的短期間で一定の効果を狙う事業であるの対しまして、T型集落点検は行政データでは把握することが難しい家族単位の情報や地域内での密接なつながり等の状況をアンケートとかワークショップによりまして客観的に把握分析し、将来的な集落の課題を想定をして、それを克服するための長期的なビジョン策定をすることに重点を置いた事業でございます。いわゆる長期的な行政施策に反映させるものでございます。

こういうことから、集落の10年先を見据えた課題の把握や解決に向けて専門的な知識が必要でございますので、今、T型集落点検を次年度にも予定をしたいと考えております。森議員の質問に対してお答えしますが、何がということでございますが、端的に言いますと、今、地域の実態を知らなければなりません。人の空洞化とか土地の空洞化、それから集落の空洞化、これが如実に現れております。しかし、そういう話をする機会がありません。その結果、耕作放棄地とか空き家対策とか、あるいは過疎対策、人口が減る、これについてどうにかしようという機運は高まってきましたけれども、まだまだ町の施策も不十分でございますので、できておりません。何をやるのかということですので、当然、地域とか町全体を点検をいたします。誰と誰でございますけれども、これはいろんな考え方がございますけれども、まずは先ほど申しましたとおり、誰と誰がですけども、自分の集落を直接自分自身で確認してもらうことです。子どもたちが町外に、あるいは集落外に出ております。だから、非常に将来のことで不安があります、後を継いでくれるかがあります。具体的に家族でそういう話があるのかどうなのかですよ。誰が頼りにして後を継ぐのか、これを確認する活動でございます。人に言えないこと、それを第三者の我々が入って確認をすることでございます。どう働いてでございますけれども、これは今やっているとおり自治会組織、あるいは隣組といいますか隣保班といいますか、こういうところまで掘り下げて話し合いを行っていただきたいと思っております。集会はありますけれども、これからの超高齢化社会は経験がございません。いろんな不安や悩みがあります。今度の報告会でもいろいろあります。その形態はいろいろ様々でございます。その問題解決に向けて何が必要なのかを、やはり掘り下げて検討するべきと思っております。

結果がどうなるかでございますけども、これは当然、結果は皆さんたちが話し合いをするので、当然で住民の方が認識をされます。その中で住民にできることとか町でできることとか、国県にお願いをしなければならぬ大きなこととか話し合います。その議論の広がりに合わせて、取り組む事業によってはもっと参加者を増やしながら調整をするようなことも必要かと思っております。

どうしたいのかでございますけども、これは町が机上論で言うのではなくて、こういうプロセスを利用しながら、住民の抱える課題がたくさんあります。町バスを回してくれ、病院に行けない、買い物に行けないとか。あるいは子育てをどうするのか、雇用とかありますね。情報とか、それから医療とか福祉とかもあります。地域の祭りが廃れるとか土地が荒れるとか、あるいはお墓の問題とかいろいろな問題があります。それを集落とか自治会でもう一回議論して、そしてそれを町へ、そして国県へ何とかして欲しいということを区分をしながらやっていきます。そして、また国からは集落へと、逆に、逆にフィードバックといいますか戻して、やり取りをしながら問題解決をやっていこうという考えでございます。ですから、どういう問題が出るかわかりませんが、それが私は一番地方自治の真髄と思っております。住民自治の最たるものと思っておりますので、そういう考え方を取ろうと思っております。今、いろんなことがありますけど、私が知っている限りそういうものがあまりありません。ですから、最終的なことはそれです。しかし、そこまで行かなくても途中で結構です。地域の方がいろんな取り組みをしていただいてなんとかしようということになっていただければ、それで良いかなと。だから、そのまま良いよということで、そのまま良いかもわかりません。それでも後継者も何も戻ってこない、それで良いと、取り組まないとなればそれで良いかと思っておりますけども、それをやはり住民の方に情報が伝わっておりませんので、知っていただいて、人口が8,900人から3,388人に減るわけですから、どうするかということをご自分でしっかり考えていくべきかと思っております。ですから、問題解決の主体になるのは住民の方です。決して専門家とか役場ではございません。地域住民の方が考えなければなりません。そして、そういうふうには誘って行くのが町しかありませんので、町はそういうことで進めてまいります。しかし、町も職員含めまして問題解決を進める十分な力を持っておりませんので、そこにはやはり国の方とか県の方とか、あるいは専門家を入れながら頼っていかねばならないと思っております。ですから、人口減少問題に取り組む場合は、今、地方創生ということでやっておりますけど、ひとりひとりの町民が自分自身の暮らしや生命、生きがい、あとは誇りと言いますか、そういうことに関する教示と言いますけども、そういうことに関する問題として、今直面している困難について真剣に考えて向き合って取り組んでいく。これは簡単にはいきません。いきませんが、やらなければなりません。そして、また、今やっている方は一生懸命やっておられます。身銭をはたいてやっておられますけど、なかなか町民の方全体には行き渡っておりません。誰かがやらなければ集落は消滅いたします。だから、やはり何か地域の活性化になることをやるためには、そのためにはリーダーが必要でございます。だからリーダーを養成をするのは急務だと思っております。そういう機会を与えるために、材育成の先生方を招聘をしながらヒントを与えていただく。その中から活性化に向けて試行錯誤を繰り返しながら、東彼杵町を何とかしようということが私の集落点検でございます。だから、今、徳野先生がおっしゃっているようなフィードバックは徳野先生はあまり言っておられません。私はその先をしようと考えておりますので、若干先生とは違います。もちろん、浪瀬議員にも応対しましたが、やはりこれは、本来集落点検があってもなくても町職員は町長含めて、

皆さんも一緒でしょうけど、地域に入って本当にどういうものかというのを聞くべきなんですよ。議員さんも町長もちろんです。そして聞いて、それを机上だけではなくて、町バスをこちらに回してくれとなれば、本当に町バスに乗る人がいるのかなというのは集落点検なんです。そういうことをしないと、いつも町民の方から言われまして、空バスという言い方をされますけども、本当に残念でなりません。ここ数年、非常に赤字が続いております。これも10年以上やっておりますけども、これをそのまま続けていくのかどうなのか。やはり有識者会議あたりを作りながら、どういうふうに行った方が良いのかというのを持っていかなければなりません。しかし、それも有識者の方は内容はわかりません。集落点検みたいなことをやって、本当に実のあるデータを持って真の住民の声を聞いて初めてできるものでございます。そういう政治をやりたいと思っておりますので、是非ご理解をお願いをしたいと思っております。

それから2点目の少子化対策です。議員さんのもっと増やせという気持ちはわかります。これは試行錯誤しながら、少しずつではありますが財源の見通しを立てながら増やしております。今、10万円、20万円と上げました。これは決して、全国的なベースで見ますと高いとは言えませんが、なんとか高い方に部類するかなという気持ちはあります。高い所はもっと高い所もあります。100万円出す所もあります。それは、一端現金給付というのは住民の方に与えてしまいますと、それを止めるということは非常に難しくございます。したがって、小出しになりますけども、財源の許す範囲で徐々に、やはり支援をするというのが私の考えでございます。是非、出生率が今、1.41ですので、今の地方創生で考えていますとおり2.43とかですね、ここに持っていけるようにいきたいと思っておりますけど、これは、私が今就任している間はとて無理です。これは、効果が出るのは5年とか10年以上掛かります。そうしないと、簡単に家庭に子どもさんを産んでくれというにはいきませんので、我々のあくまでも、せめてもの子育てということで考えております。できることをやるしかないだろうと考えております。それと少子化対策につきましては、その他にも調べてみますと、子育てあたりには年度別の推移でいきますと、予算も、22年の子育て支援の一般財源は7500万円ぐらいしか使っておりませんが、今現在で1億5000万円になっております。2倍使っております。これは何かと言いますと、一番大きいのは認可保育園を1個増やしたことです。これで非常に、やはり上がっております。しかし、これは今問題になっております待機児童とかの問題、この辺が東彼杵町には1人いるかないかぐらいの話なんですけど、効果があっているとも思っております。財源の許す限りそういうことをやってきております。子育ても新たな視点で、現金給付も良いんでしょうけど、いわゆる現物給付、制度改正をしながら医療費とか保育料を無料にするとか、そういう給付を提言をしていくというのが一番良いかと思っております。今後ともそういう姿勢で臨みたいと考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

質問に対して答弁をいただきましたが、このT型集落点検に対する考え方を答弁いただきましたが、町長の答弁されたことは、私から見ますときれいごとです。はっきり言って理想を掲げていらっしゃる形の中でのT型集落点検。町長はこのT型集落点検を始めるに当たっては本を読んで感動したということを前回の質問で答弁されておりましたが、正しくそのとおりになれば、これは非常

に理想的です。しかし、なかなかそうはいかないのが現実であって、これをしっかりと踏まえていただきたいと思っております。3月20日、東彼杵町全体の、この徳野氏の報告がありました。その中でまとめとされたのが、年齢構成は正常であるとか、あるいは流出した人口の多くは近隣、近距離の近くにいるとか、あるいは集落ごとに多様な形成と課題があるとか、あるいは独居老人をサポートする人が近場にいるとか、そういった報告。更には、可能性とか妥当性を報告をされたわけわけでございます。20日の報告とBSのテレビを見てくださいというお話もありましたので、私は実はあの番組はその前も見せておまして、私なりに集落点検する目的を解釈することをまず申し上げます。

T型集落点検、この地域の構造型を調査して点検することは、地域の大切なものを守るための活動を、地域と係わりのある人（広域共同生活圏にいる人）すなわち近場に住んでいる人たちを活かしたまちづくりを、一緒に動いてくれる人と人とのつながりと営みの中で、地域の担い手の中からリーダーを見つけ、組織の形成を促し、そして、町の課題を解決し町の伝統文化を守っていくことであると、このように私は理解をしています。そこで町長に伺います。このあとは簡潔明解でお願いします、たくさんございますので。重複するかと思いますが、まずはT型集落点検のこの事業を、当初予算になぜ上げられなかったのか、再度お答えください。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは浪瀬議員の質問があった時に答弁しましたとおりに、報告会を聞いてから上げようということでございます。報告会が20日ですので、当初予算は間に合いませんので、これ以降の議会でお願しようかと思っております。先ほど議員がおっしゃった自分の集落点検の意義。私と全く同じ理解と思っております。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

今、予算計上されなかったのは報告を聞いてからと言われましたが、報告を聞いてどう思われましたか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは是非やりたいということで考えております。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

私も会場に行っていて、ちょっと2、3質問をさせていただいて、最後に、徳野氏、あなたはまた来年もしたいですかということをお尋ねさせていただきました。そうしたら全集落やりたいとおっしゃっていましたよ。これはお金がいくらあっても足りませんよ。2年間で800万円も出しているんですよ。これを更に、ずっとずっと彼の言うとおりにしていたら、おそらく限りなくこの

集落点検というのは、終わりが見えない点検になるのではないかと考えております。5つの集落を点検したことによって、結果は、私がこの前お話したとおり、この報告書というのは似たり寄ったりなんです。この前みせたでしょう、これ。このあと一般質問が終わりましたらプレゼントしますから、しっかり勉強してください。一目瞭然、これを見たらすぐわかりますよ。そして現場に行くこと、八女市に行ってください。そうしたら、集落点検の結果がどうなってどうなったのか、あからさまにわかりますよ。是非、これはやっていただきたいと考えております。

次の質問にいきます。9日の一般質問の答弁の中に、人口減少の対策はまちづくりであり、最終的にはその地域で考えながら人材育成ができればと考えている。点検したなかで、お茶の不景気によって後継者が生活できない等の理由で、若者が町を出ていく不安がある地区は、中尾地区が一番厳しいと指摘されました。そして最後に、集落点検後の報告に期待をしていると答弁をされましたが、この中で、アドバイスされましたよね。今後の中尾地区の人口推移を予測して、生活基盤の検証、高齢者の福祉を組み込んだアドバイスをされたと思いますが、そのアドバイスを聞いて、町長はどう受けとめられたかの所見を伺いたいと考えております。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは当然、中尾地区という地域性もあります。これが今からお茶の不景気ということで、農業の形態ができないということがございますので、どうやっていくかということがございます。もちろん、ここは高齢化率がまだ20%でございますので、危機感がございません。そのあと危機感が出てきたときにどうなるかでございますので、10年後の様子を見た時に非常に不安だと言っておられます。それに、そういうことが本当に予期しておりませんでした。中尾地区は全く問題ないかなと、10年後でも全く不安もなくやっていけるのかと考えておりましたけれども、集落点検のお陰です。それはそれとして評価をしなければいけませんし、そういう地区があるということは似たような地区ももちろんあるだろうと考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

すでにその地区はグリーンティーズ。ご存知かと思いますが、国際的な交流というところに取り組んでいらっしゃいます。実は農林水産省の農林振興局都市農村交通課というところに、私が議長時代に知り合いがおりましたので確認をさせていただきました。平成23年、24年に、食と地域の交流促進交付金というのがありました。そして平成25年から28年まで農村漁村振興交付金というのがありました。そして、来年度からそれに代わるものとして農泊推進対策交付金というのがあるようですが、その農泊、施政方針の中にも農泊という文字が見えましたが、この交付金についてその取組み、そして今後これを活かした地域づくりというのが有効的ではないのかなと私は感じております。そこで町長、徳野さんのアドバイスと私のアドバイスとどちらを選びますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それはそういう農泊とかは今やっているわけですから、それには不安はなかったわけです。お茶の経営が駄目だから不安ということなんですから、それはそれと別ですよ。農泊は農泊で、今、議員がおっしゃたとおり、29年度から手厚く農泊の事業ができるようになっております。今、中尾地区、太ノ原地区のグリーンティーズをやっている方が、他の地区に出向いて農泊あたりを一緒にやろうという取り組みをしていますので、これは支援をしてまいろうと思っております。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

今の農泊についても1年前には800万円、来年度からはこれは半額になるそうです。したがって、今取り組まなければ、29年度に取り組まなければ、30年度にはこれが半額になるということを聞いております。是非、その辺のところを担当課長それぞれ研究しながら、こういった形の中で推進することがあるよということを提言をさせていただきます。

次の質問に移ります。町の活性化に積極的に取り組んでいる地区と、まだまだという地区がありますが、なぜそこに地域差があるかとお考えですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはやはりリーダーがいるかないかだと思います。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

そういうことなんですよ。正しくそのとおりです。今、私が、町内で元気がある地区というのを見ますと、里、蕪、木場、中岳、八反田、坂本、音琴地区。この辺はかなり元気があるのではないかと感じております。この地区がどうして元気があるかというと、自分たちの地域の魅力を広報しているんです。広報することによって人が集まり、人が人を呼ぶ。これが非常に良い循環になっていることが伺えます。このサイクルというのは、先ほど言いました八女市の立花町白木地区のリーダーがいらっしゃいます。ですから、こういった地区というのがもうすでに、参考書はこの今言った地区があるんですね。これを参考にして他の地区が頑張っていたらそれで良い話であって、わざわざ徳野先生にお金を払って教授していただかなくても、これは良いんじゃないかなと私はそう思っているものでございます。是非、元気で頑張っている地区、頑張っているグループを参考に、地域、町全体が盛り上がるような形にもっていけば、あえてこの集落点検をわざわざ、更に東宿とか音琴とか木場をやらなくてもいいのではないかと私は思っております。

次に、町長が自治会に、東宿に参加されているんですかね、年間の行事、どのような行事に参加されているのかお聞きしていいですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

大変忙しくございますので、何もかもやめました。ですから、参加するのは東宿でメインの祇園

祭に、3年に1回は参加いたします。あとは、中山間もやめましたし、赤木ため池もやめましたし、集会に行くことは全くありません。仕事柄どうしようもありません。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

そうですね、やはりこれが人と人との融和なんです。いくら忙しくても、いくら忙しくても、言いますよ、私はかつてそこにいた人間ですので、今は自治体は違う所にはおりますが、でも地元の者と一緒に今もさせていただいております。町道の草払い、山の草払い、海岸掃除、グラウンドの清掃、祇園様とはぼします。あとは盆踊り、精霊流し、提灯付け、秋の奉納相撲、神社の例大祭、お火焚き、花見、忘年会、葬式。いろんな所にかかわって、こういったグループがあるんですよ。それにかかわっていたら、自然とそのグループの中で誰がリーダーか。その人は将来我々の地区を担ってくれるんだろうなというのは、自然とわかりますよ。私はわかってきたつもりなんです、そこから辺がまだわかっていらっしゃらないのかなと思っているんです。是非、その辺のところを地域ととけあった形の中で進めていただきたいなと思っております。

次の質問いきます。町長にとってふるさとの大切なもの、守りたいものとは何ですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

自然であり、生活であり文化であります。それと先ほどの答弁で祇園祭だけと言いましたけど、今議員の話を聞きまして、盆踊りとか提灯付けとか、町道の草払い、それにも全て出ておりますので、訂正いたします。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

たぶん全てということはないだろうと思います。大変ですよ、町道の草払いは年に2回あるんですよ。出ていらっしゃいますかね。そうとは思わないですが、いいです。自然と文化、歴史、これが大切と最初に私が言いました。正にそこなんです。伝統文化を継承していく。地域によって継承していく。これがわざわざ徳野先生に、要は、どうしてこんな集落点検に感動されたのかなと、今でも不思議で不思議でたまりません実は私は。

次にいきます。町長と私と参加した、2月17日に行われました都市農村行政社会のシンポジウム in 長崎という、町村会館で行われました町村会主催でされました講演会。その中で田園回帰を開くとして題して講演がありました。農村への移住をする際に、この移住の動機がありましたよね。東彼杵町に今来ていらっしゃる移住者、どんな動機でここに来られたのかと思っておりますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

やはり町民の人、人に寄って来ています。長崎新聞の1月1日にトップで載っていましたとおり、

二つの震災を乗り越えてということで瀬戸地区に移住をされておりますけども、その方が言うておられます。東彼杵町は温かい町だということでございますので、私は人の心だろうと思っております。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

あそこで勉強した頃言うて欲しかったんですが、地域に貢献する地域貢献派、そして自分を見つける自分探し派というのがあるということで、講演にもありましたように、自然環境とか、田舎に行けば健康を保てるとか、家族が自由に暮らせるとか、あるいは農業をやりたいからやり方次第では儲かるかもしれませんとか、あるいはサラリーマンが合わなかったからここに来たとか、都会の生活に馴染めなかったから来たとか、あるいはたまたま配偶者の実家が農家だったからこの地区だったから来たとかというのがあるというようなお話でありました。そこでうちの町というのは、一番問題なのが温かい町、よそ者を受け入れる町民性はあると思います。2 番目の住宅、これが実は足りない状況にある。仕事に関しては、仕事はあるんですけど、来た人も結構高望みもあるのではないかなと思うんですが、子どもを育てている家においてはそれなりの報酬もいただかなければならないと、そういうふうな思いで、ちょっとその辺のところネックになっているのかというのがあります。この中で空き家が足りない所というのが、私も空き家を持っていますが、どうしても家財道具が入っているという所がたくさんあるんですね。これの解決策、具体的な解決策というのが、町長の考えの中で何かありますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

解決策は、地域の方も応援してもらおう。もちろん、そこにはその方の意見を聞かなければいけないわけですね。例えば、なぜ貸してもらえないのですかという理由なんですよ。仏様があるとか、盆正月には帰って来たいとか、荷物がたくさんあるとか、その課題解決をしてやることです。だから、お寺さんに位牌があるならばお寺さんに預けるようなシステムも町職員がやるべきと思っております。片付ける場合は、地域の方も応援をしてもらって、そして荷物を片付けるとそういうことをやっていって、皆で空き家を綺麗にしようということで、住民の方も一緒になってやってもらえば、職員ももちろん行きます。そういうことで、今、管理職を中心に 90 件の空き家を悉皆全て調査が終わっておりますので、貸してくれと調査あたりをしております。そこのいわゆる何が悩みかというのを調べて、そして皆で、どうすれば空き家を貸していただけるかというのが一番問題かと思えます。だから、それは住民の方と役場と一緒に、そういう問題に、課題解決にあたるのが一番かと思えます。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

今、職員の課長たちに、課長の皆さんにちょっと動いていただいて、手伝いをしながら空き家をすすめるというような答弁でしたが、一番効果があるのが町長ですよ。やはり、町長という肩書き

があってそこに行った場合と、普通の職員が行った場合とは全然違うんですよ。今、森友学園でいろいろあってありますよ。肩書きが、総理だから奥さんだからなんだかんだとありますが、やはり町長という肩書きの名札を付けてそこに行く交渉事というのは、できないこともできる可能性がかなり高いと思います。是非、町長自身が、ここに空き家があるんだったら交渉してみようということで、長靴を履いて汚れてもかまいませんので、是非、そこに行って交渉をやっていただき、1軒でも多く空き家が、移住者のための準備ができるような形になれば良いのかなと思っております。是非、そういった意味で、今町長の話はずっとお伺いしたんですが、どうしても人に頼るとというのが、どうしても伺ってしまうんですね。例えば、総合計画を作るにあたって山崎亮さんをお願いしてみたりとか、今回の徳野さんも集落点検をお願いする。はっきり言って前回質問しました自分事、他人事、人のせいにする。これが、どうしてもその姿勢が気に入らない。是非、町長自身がどっぷり浸かって率先してやっていただくことによって、地域が抱えることによって人が抱える。そういったまちづくりを町長自身に、私は求めているものでございます。来年度も継続してこの集落点検をしようと思っておられますが、今の私の話を聞いて、しっかりとした検証を重ねられ、取り組まれることを期待して次の少子化対策の方に質問を移します。

まず、先般行われました千綿小学校の卒業式に行っていました。町長の代理として総務課長が祝辞を述べられた中に、ちょっと印象に残ったものがあります。その中で千綿小学校の校歌を、一番最後とところなんですけど、まことの道を修め、まことの道を極めよと子どもたちに、代読ではありましたが言い聞かせておられました。正にその子どもたちには励みになったことだと思っております。更にその卒業生の卒業証書を受けた後の将来の夢の中に、まちづくりをしたいという子どもたちが複数おりました。自分は公務員になりたいとか、消防士になりたいとか、いろんなところで町に貢献したいという夢と希望を語っていただいたのが一番印象に残っております。今回、来年度からの未就学児から中学生までの医療費の一部無料化ということですが、今回、第2子まで5万円、第3子以降が10万円だったものを、来年度から第2子まで10万円、第3子以降が20万円と。数字的には確かに倍額になっております。一方、昨年持ち家奨励金の、引き合いに出すのはちょっとおこがましいのですが、持ち家奨励補助事業、町内の業者がやった場合は200万円、町外業者は140万円、中古住宅だったら100万円。特に町内業者のところなんかは、当初、前任の町長時代は100万円だったんですね。渡邊町長になってから50万円に引き下げられました。そして、次には4倍の200万円ですよ。こういった政策、画期的な。画期的な政策とも言えるような政策をやっていらっしゃる。これもおそらく人口対策と捉えられますが、私はこういった政策もさることながら、子どもたちへの支援、あるいは保護者への支援というのが、一番少子化対策には役に立つのではないのかなと考えております。先ほど、この子育ての環境の中での予算、1億5000万円とおっしゃいました。確かに、私も計算しましたが確かにそのとおりです。認可保育園の事業を除いたら約9000万円ありました、来年度の予算ベースで。確かに多いベースではありますが、何をこの町がどうやって、特徴というか目玉賞品というのを出して、この町に引き寄せるかというのを出すためには、ひとつ目玉商品を作ったらどうなのかなという提案でございます。私の提案はこの出生祝い金、これが今年度2倍にされましたが、これをわかりやすく、1人目10万円、2人目20万円、3人目30万円、4人目40万円、5人目50万円、10人目100万円、12人目120万円。この様にやっていったらかなりのPR効果、東彼杵町をPRする効果というのはかなりあると思うんです。いろんな所に予

算を使って台所は大変だと思いますが、こういった政策というのは考えられませんか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

議員の言われるとおりに検討してまいります。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

是非、検討ではなくて、6月の補正予算で修正してください。持ち家奨励金だって途中からやっただけでしょう。やったんですよ、やられたんですよ、これ。過去の経歴があるんですよ、経歴が。だからこれも本当、不公平があるかも知れませんが、年度で区切った方が良いかもしれませんが、今なら間に合いますよ。是非、この辺のところを検討しながら、子育て環境についてはしっかりとした取組みをやっていただき、それこそ町長が言う一流の田舎。この町に住んで良かったという、非常に他町民から見れば美しい日本という誰かが、総理が言ったような形がありますが、正に東彼杵町も、そういった住んでみたいなというような方向に行くんじゃないかなと思っております。これはどこが作ったのかわかりませんが、このパンフレットはご存知ですよ。町長ご存知ですよ。なぜ、長崎東彼杵町に通いたくなるんだらうというタイトルが付いております。その通いたくなる理由は、ほっとする空気と温かい人々がいるからだというパンフレットなんです。ここに書いてある人たちは、まちづくりに積極的に取り組んでいらっしゃいます。これをどうしてこうした形の中で、先ほど言いました集落点検と一緒にした少子化対策。少子化対策とは一体化できると思っております。一体化できるものと。是非、こういった取組みを懸命に取り組まれ、ますますこの町が発展することを祈り、質疑を終わらせていただきたいと思います。お疲れ様でした。

○議長（後城一雄君）

これで8番議員、森敏則君の質問を終わります。

先ほど岡田議員の質問に対し、健康ほけん課次長の方から回答をしたいということでございますので、健康ほけん課次長。

○健康ほけん課次長（構浩光君）

先ほど岡田議員の質問に対して明確に回答していなかったので回答させていただきます。

現在、後期高齢者の方は、滞納されている方がおられませんので、短期証の発行は0人です。また、3割負担の方を聞かれていたと思っておりますので、それにお答えします。29年2月末現在、後期高齢者は1510人おられます。その内3割負担の方は23人です。1.5%の率になります。以上です。

○議長（後城一雄君）

岡田君、何かありますか。3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

この国保の県の移管は4月で間違いはないですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

健康ほけん課次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課次長。

○健康ほけん課次長（構浩光君）

今のところは4月1日に移行するということを、お話を聞いております。

○議長（後城一雄君）

ここで昼食のため暫時休憩いたします。

暫時休憩（午後0時06分）

再開（午後1時14分）

日程第2 議案第5号 東彼杵町食育推進会議設置条例の制定について

日程第3 議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り会議を続けます。

日程第2、議案第5号東彼杵町食育推進会議設置条例の制定について、日程第3、議案第6号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。以上2件を一括議題とします。

本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。浪瀬総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（浪瀬真吾君）

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第5号 東彼杵町食育推進会議設置条例の制定について

2 審査年月日

平成29年3月13、14日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、3月13日総務課長、財政管財課長、健康ほけん課長及び健康ほけん課次長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、14日委員会を行いました。

本件は、食育基本法第33条の規定により、食育に関する推進会議を設置し、町の責務を明らかにするために条例が制定されるもので、所掌事務、組織等必要な事項7条からなっている。

慎重に審査した結果、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 6 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

2 審査年月日

平成 29 年 3 月 13、14 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、3 月 13 日総務課長、財政管財課長、健康ほけん課長及び健康ほけん課次長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、14 日委員会を行いました。

本件は、食育推進会議設置に伴い、条例について所要の改正をされるものである。

慎重に審査した結果、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑がある方は先に議案番号をお知らせください。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

それでは、これから討論を一括して行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 5 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 5 号東彼杵町食育推進会議設置条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 6 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 6 号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（後城一雄君）

次に、日程第4、議案第15号平成28年度東彼杵町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。
本案について委員長の報告を求めます。浪瀬総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（浪瀬真吾君）

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第15号 平成28年度東彼杵町一般会計補正予算（第5号）

2 審査年月日

平成29年3月13、14日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、3月13日、関係課長及び次長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、その後3月14日委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億2564万2000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ52億5068万5000円とするものである。

今回の補正予算は、歳出では決算見込みによる減額が主であるが、総務費では生活交通路線維持補助金107万8000円、農林水産業費ではイノシシに係る委託料や事業補助金84万4000円が追加計上されている。

歳入では、一般財源として普通交付税49万9000円が追加計上され、財政調整基金繰入金4112万7000円、減債基金繰入金1000万円が減額されている。また、特定財源では決算見込み等により国庫支出金1081万9000円、県支出金1236万円、更に繰入金、町債においても普通建設事業等の決算見込みによる減額が行われている。なお、町道改良事業などに係る繰越明許費の補正と地方債補正も行われている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑がある方はどうぞ。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで委員長の報告に対する質疑を終わります。

それでは、これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 15 号平成 28 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 5 号）は、委員長報告のとおり可決しました。

日程第 5 議案第 17 号 平成 28 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 5、議案第 17 号平成 28 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。吉永産業建設文教常任委員長。

○産業建設文教常任委員長（吉永秀俊君）

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおりに決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 17 号 平成 28 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

2 審査年月日

平成 29 年 3 月 14 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ 443 万 3000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 6 億 8134 万 5000 円とするものである。

歳出では、財政調整基金等が 2411 万 7000 円追加計上され、建設改良費 1440 万円、統合簡易水道事業 450 万円等合計 2855 万円が実績見込みにより減額されていた。

歳入では、繰入金 1766 万 4000 円を減額し、消費税還付金等 1323 万 1000 円が追加計上されていた。

慎重な審査の結果、適正な補正予算措置として全委員一致可決すべきものと決定しました。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑がある方はどうぞ。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

それでは、これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 17 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 17 号平成 28 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、委員長の報告のとおり可決しました。

日程第 6 議案第 18 号 平成 29 年度東彼杵町一般会計予算

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 6、議案第 18 号平成 29 年度東彼杵町一般会計予算を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。浪瀬総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（浪瀬真吾君）

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 18 号 平成 29 年度東彼杵町一般会計予算

2 審査年月日

平成 29 年 3 月 13、14 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、3 月 13 日、関係課長及び次長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、その後 14 日委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 48 億 8200 万円とするもので、対前年比 4.6%（2 億 3600 万円）減となっている。

歳出については、議会費 6925 万 3000 円、総務費 8 億 7297 万 9000 円、民生費 13 億 6696 万 4000 円、衛生費 3 億 9403 万 7000 円、労働費 1 万円、農林水産業費 3 億 1695 万 5000 円、商工費 5869 万 4000 円、土木費 5 億 6736 万 9000 円、消防費 1 億 7681 万 5000 円、教育費 3 億 8318 万 8000 円、災害復旧費 256 万 1000 円、公債費 6 億 6322 万 6000 円、諸支出金 1000 円、予備費 994 万 8000 円の計上である

歳入については、町税 6 億 9481 万 2000 円、地方譲与税 5349 万円、利子割交付金 120 万円、配当割交付金 170 万円、株式等譲渡所得割交付金 200 万円、ゴルフ場利用税交付金 560 万円、自動車取得税交付金 820 万円、国有提供施設等所在市町村助成交付金 160 万円、地方特例交付金 180 万円、地方交付税 18 億 9000 万円、交通安全対策特別交付金 130 万円、分担金及び負担金 1566 万 3000 円、使用料及び手数料 7274 万 5000 円、国庫支出金 5 億 4554 万 5000 円、県支出金 4 億 3573 万 6000 円、財産収入 1587 万 4000 円、寄附金 4822 万 2000 円、繰入金 5 億 6638 万円、繰越金 6000 万円、諸収入 4883 万 3000 円、町債 2 億 6330 万円の計上である。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、予算執行に当たっての補助金等交付においては、条例、規則、要綱等と照合し、公平公正かつ厳正に取り扱われることを望むとの意見がありました。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑がある方はどうぞ。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

それでは、これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 18 号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（後城一雄君）

確認しました。起立多数です。したがって、議案第 18 号平成 29 年度東彼杵町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 19 号 平成 29 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算

日程第 8 議案第 20 号 平成 29 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算

日程第 9 議案第 21 号 平成 29 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算

日程第 10 議案第 22 号 平成 29 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 7、議案第 19 号平成 29 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算、日程第 8、議案第 20 号平成 29 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算、日程第 9、議案第 21 号平成 29 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算、日程第 10、議案第 22 号平成 29 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算。以上 4 件を一括議題とします。本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。浪瀬総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（浪瀬真吾君）

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 19 号 平成 29 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算

2 審査年月日

平成 29 年 3 月 14 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、3 月 14 日、総務課長及び財政管財課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 33 万 8000 円とするものである。

歳出については、総務費管理費 29 万 8000 円、事業費 2 万 9000 円が主な計上である。

歳入については、財産運用収入 5 万 3000 円、繰越金 28 万 1000 円が主な計上である。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 20 号であります。

記

1 付託された事件

議案第 20 号 平成 29 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算

2 審査年月日

平成 29 年 3 月 13、14 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、3 月 13 日、総務課長、財政管財課長、健康ほけん課長、健康ほけん課次長及び税務課長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、その後 14 日委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 15 億 3080 万円とするものである。

歳出については、総務費 1366 万円、保険給付費 9 億 815 万 5000 円、後期高齢者支援金 1 億 4291 万 7000 円、前期高齢者納付金 48 万 3000 円、老人保健拠出金 6000 円、介護納付金 5520 万 5000 円、共同事業拠出金 3 億 6441 万 2000 円、保健事業費 1845 万 9000 円、基金積立金 13 万 7000 円、公債費 20 万 5000 円、諸支出金 70 万 3000 円、予備費 2645 万 8000 円の計上である。

歳入については、国民健康保険税 2 億 149 万 3000 円、使用料及び手数料 2000 円、国庫支出金 3 億 6760 万 1000 円、療養給付費交付金 3733 万 3000 円、前期高齢者交付金 2 億 9407 万 8000 円、県支出金 9454 万 1000 円、共同事業交付金 3 億 6441 万円、財産収入 13 万 7000 円、繰入金 1 億 6098 万 9000 円、繰越金 1000 万 1000 円、諸収入 21 万 5000 円の計上である。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 21 号であります。

記

1 付託された事件

議案第 21 号 平成 29 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算

2 審査年月日

平成 29 年 3 月 13、14 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、3月13日、総務課長、財政管財課長、健康ほけん課長及び健康ほけん課次長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、その後14日委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9億500万円とするものである。

歳出については、総務費1915万7000円、保険給付費8億3117万7000円、財政安定化基金拠出金2000円、基金積立金9万7000円、地域支援事業費5397万5000円、公債費10万3000円、諸支出金10万1000円、予備費38万8000円の計上である。

歳入については、保険料1億6296万3000円、材料及び手数料2万円、国庫支出金2億3417万4000円、支払基金交付金2億4261万9000円、県支出金1億2787万5000円、財産収入9万7000円、繰入金1億3225万3000円、繰越金1000円、諸収入499万8000円の計上である。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第22号であります。

記

1 付託された事件

議案第22号 平成29年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算

2 審査年月日

平成29年3月14日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、3月14日、総務課長、財政管財課長、健康ほけん課長及び健康ほけん課次長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、その後委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億350万円とするものである。

歳出については、総務費926万1000円、後期高齢者医療広域連合納付金9360万8000円、諸支出金12万6000円、予備費50万5000円の計上である。

歳入については、後期高齢者医療保険料5761万6000円、繰入金3935万3000円、諸収入652万7000円が主な計上である。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑がある方は先に議案番号をお知らせください。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

それでは、これから討論を一括して行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 19 号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（後城一雄君）

確認しました。起立多数です。

したがって、議案第 19 号平成 29 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 20 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（後城一雄君）

確認しました。起立多数です。

したがって、議案第 20 号平成 29 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 21 号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（後城一雄君）

確認しました。起立多数です。

したがって、議案第 21 号平成 29 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 22 号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（後城一雄君）

確認しました。起立多数です。

したがって、議案第 22 号平成 29 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

- 日程第 11 議案第 23 号 平成 29 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 12 議案第 24 号 平成 29 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 13 議案第 25 号 平成 29 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 14 議案第 26 号 平成 29 年度東彼杵町水道事業会計予算

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 11、議案第 23 号平成 29 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算、日程第 12、議案第 24 号平成 29 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算、日程第 13、議案第 25 号平成 29 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計予算、日程第 14、議案第 26 号平成 29 年度東彼杵町水道事業会計予算。以上 4 件を一括議題とします。本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。吉永産業建設文教常任委員長。

○産業建設文教常任委員長（吉永秀俊君）

報告の前に訂正をお願いします。全議案について、3 の審査の経過のところに連合審査という言葉がありますけど、これに会が抜けておりますので連合審査会と訂正をお願いいたします。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおりに決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 23 号 平成 29 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算

2 審査年月日

平成 29 年 3 月 14 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について各課長の出席を求め、総務厚生常任委員会との連合審査会を行い、その後、水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

予算総額は、歳入歳出それぞれ 4100 万円で、前年度と同額である。

歳入の主なものは、一般会計繰入金 3346 万 8000 円、使用料 750 万 1000 円等である。

歳出の主なものは、運営費の光熱水費等需用費 613 万 5000 円、維持管理保守委託料等 591 万 9000 円、公債費 2676 万 2000 円等である。

慎重に審査した結果、適正な予算措置であると認め、全委員一致可決すべきものと決定しました。

次に、

記

1 付託された事件

議案第 24 号 平成 29 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算

2 審査年月日

平成 29 年 3 月 14 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について各課長の出席を求め、総務厚生常任委員会との連合審査会を行い、その後、水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

予算総額は、歳入歳出それぞれ 870 万円で、前年度と比較して 140 万円の減額となっている。歳入の主なものは、一般会計繰入金 617 万 3000 円、使用料及び手数料 251 万 8000 円等である。歳出の主なものは、運営費の維持管理等 507 万 3000 円、公債費 339 万 7000 円等である。

慎重に審査した結果、適正な予算措置であると認め、全委員一致可決すべきものと決定しました。

記

1 付託された事件

議案第 25 号 平成 29 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計予算

2 審査年月日

平成 29 年 3 月 14 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について各課長の出席を求め、総務厚生常任委員会との連合審査会を行い、その後、水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

予算総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 3995 万円で、前年度と比較して 1435 万円（4.2%）の増額となっている。

歳入の主なものは、使用料及び手数料 4079 万円、国庫負担金 6000 万円、一般会計繰入金 1 億 5670 万 6000 円、町債 7540 万円等である。

歳出の主なものは、総務管理費 2669 万 2000 円、処理場維持管理委託料等 3590 万 7000 円、管渠等工事請負費 1 億 1043 万 1000 円、公債費償還金 1 億 900 万 5000 円等である。

慎重に審査した結果、適正な予算措置であると認め、全委員一致可決すべきものと決定しました。

記

1 付託された事件

議案第 26 号 平成 29 年度東彼杵町水道事業会計予算

2 審査年月日

平成 29 年 3 月 14 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について各課長の出席を求め、総務厚生常任委員会との連合審査会を行い、その後、水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

収益的収入予定額は 2 億 7317 万 6000 円、収益的支出予定額は 2 億 3888 万 8000 円である。また、資本的収入予定額は工事負担金 3405 万 7000 円、補償金 1262 万 5000 円等で総額 4668 万 5000 円、資本的支出予定額は建設改良費 4767 万 7000 円、企業債償還金 3274 万 1000 円等で総額 8049 万 8000 円である。

予定資産合計は開始時（平成 29 年 4 月 1 日）27 億 3982 万 6095 円、当年度（平成 30 年 3 月 31 日）27 億 133 万 9589 円で 3848 万 6506 円の減額で予定されている。

慎重に審査した結果、適正な予算措置であると認め、全委員一致可決すべきものと決定しまし

た。

なお、29 年度から企業会計となる本会計予算においては、企業会計の独立性、自立性を自覚し、収益性を考慮しつつ効率性の向上に努められたいとの意見がありました。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑がある方は、先に議案番号をお知らせください。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

それでは、これから討論を一括して行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 23 号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（後城一雄君）

確認しました。起立多数です。

したがって、議案第 23 号平成 29 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 24 号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（後城一雄君）

確認しました。起立多数です。

したがって、議案第 24 号平成 29 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 25 号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（後城一雄君）

確認しました。起立多数です。

したがって、議案第 25 号平成 29 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 26 号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（後城一雄君）

確認しました。起立多数です。

したがって、議案第 26 号平成 29 年度東彼杵町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 28 号 平成 28 年東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 15、議案第 28 号平成 28 年東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 28 号、平成 28 年東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 140 万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 52 億 5208 万 5000 円とするものでございます。

提案の理由といたしまして、今回の補正につきましては、平成 10 年から行っておりました大野原演習場周辺道路改修等、平似田太ノ浦線の事業でございますが、おかげさまで 19 年を経過いたしまして竣工となっております。そういう関係で、平似田太ノ浦線の完成記念式典に係る経費といたしまして 140 万円追加いたしております。

財源といたしましては、特別交付税 140 万円を追加いたしております。これは、今から可決していただきますとどうしても繰り越さなければいけませんので、繰越明許費も併せて計上いたしております。

内容の説明ですけれども、7 ページをお開きください。節のところでございますけれども、それぞれ報償費から使用料・賃借料ということで記念品代、それから食糧費等、そして式典会場の設営。野外で行うといたしておりますので、現場で直会等行いまして、そして泉屋さんの方に移りましての祝賀会を考えております。それで来賓の方、地権者の方がいらっしゃいますので、所要の経費を計上いたしております。おおむね事業費が約 16 億円ぐらいかかっておりまして、平成 10 年から平成 28 年までの 19 年間を要しております。補助率が 75%と一時ありましたけれども、補助金の削減等もありまして途中からは 70%に変わっております。補助金が 12 億ぐらいい入っております、起債が 2 億 7000 万円ぐらいい入っております。それ以外は一般財源ということで、人件費等も入った額でいきますと 4 億ぐらいいあるわけでございますけど、差し引きをいたしまして 1 億 3000 万円近くになるんじゃないかと考えております。以上でございます。

慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

式典の日には4月23日を予定をいたしております。10時から予定をいたしております、招待者を108名ぐらい、防衛庁関係、自衛隊関係、それから地権者の方、もちろん議員さん、区長さん、そういう関係を予定いたしております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

これから質疑を行います。8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

この平似田太ノ浦線完成記念式典をやりたいということですが、当然、防衛庁周辺の道路でありますし、やりたい気持ちはやまやまなんです、この式典をやりたい理由をお聞かせください。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは防衛事業で行っております、高額の補助を受けております。いろんな人にお世話になっておりますので、宿遠目線でも、これも平成7年ぐらいに一度行っておりますし、地権者の方にも敬意を表しまして、それに習って行うようにしています。これからは防衛事業として防衛省にもお世話になっていかなければなりませんので、そういうご尽力に対して敬意を表したいと思っております。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

この特別交付税の額ですけど、前年度と比較してどのくらい差があったんでしょうか、総額で。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先日、長崎新聞でも出ておまして、1億3600万円近くで発表されておまして、対前年比3.6%減ということになっております。500万円ぐらいは減っているんじゃないかと思っております。詳細につきましては、財政管財課長の方から説明させます。財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

ただいま町長から説明したとおりでございますけども、本年の交付額が1億3861万8000円となっております。昨年度が1億4385万1000円で、523万3000円の減額、率で言いますと3.6%の減額となっております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

今回、その経費の140万円は交付税措置ということなんです、これまでにこのような町道の落成記念といった格好で、このような行事をされたことはあるのかないのか。あれば直近の例を教え

ていただきたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

防衛庁事業は、先ほど申しましたとおり宿遠目線というのを行っております。それと、今議員がおっしゃった交付税措置ではございませんので、財源は特別交付税ですが、交付税措置ではございません。

それと、道路で最近したのは、遠目中岳林道を起債事業でやった、あれは大型事業であったものですから。宿遠目線でも、例えば 10 億円しかかかっておりません。今回 16 億円かかっておりますので、非常に大事業でございますので、是非、この後のそういう事業との展開とも併せながら行いたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（後城一雄君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 28 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いましたが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 28 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 28 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 28 号平成 28 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 29 号 東彼杵町監査委員の選任について

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 16、議案第 29 号東彼杵町監査委員の選任についてを議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（局長朗読）

○議長（後城一雄君）

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 29 号でございます。東彼杵町監査委員の選任について議会の同意を得ようとするものでございます。

委員といたしまして、滝川キミ江君を選任しようとするものでございます。

滝川君におかれましては、学歴が長崎県立佐世保商業高等学校を昭和 42 年 3 月に卒業されまして、その後民間会社に 2 年ぐらいいらっしゃいまして、その後は波佐見町役場に奉職をされ、39 年 10 か月間ということで、住民課長、税務課長をされて定年退職になっておられます。非常に人格も高潔であられまして、行政運営に対しては経験が豊富でございます。優れた識見も有しておられます。適任と存じますので、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、併せまして退任されます前田幸子君には、在任中には多大なご尽力をいただきましたこと、この機会に厚くお礼を申し上げます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 29 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第 29 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 29 号を採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場施錠）

○議長（後城一雄君）

ただいまの出席議員数は 10 名です。

次に立会人を指名します。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に 9 番議員、大石俊郎君、10 番議員、堀進一郎君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

配付漏れなしと認めます。

次に投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（後城一雄君）

投票箱は異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので順番に投票願います。

○事務局長（有川寿史君）

それでは読み上げます。1番、口木俊二君、2番、吉永秀俊君、3番、岡田伊一郎君、4番、前田修一君、5番、橋村孝彦君、6番、立山裕次君、7番、浪瀬真吾君、8番、森敏則君、9番、大石俊郎君、10番、堀進一郎君。

○議長（後城一雄君）

投票漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。9番議員、大石俊郎君、10番議員、堀進一郎君、開票の立会いをお願いします。

（開票）

○議長（後城一雄君）

それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 10 票、有効投票 10 票、無効投票 0 票。有効投票のうち賛成 9 票、反対 1 票。

以上のとおり賛成が多数です。したがって、議案第 29 号東彼杵町監査委員の選任については、同意することに決定しました。

議場出入口を開きます。

（議場開錠）

日程第 17 発議第 3 号 町補助金等交付に係る執行部の厳正なる役割が果たされることを求める決議

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 17、発議第 3 号町補助金等交付に係る執行部の厳正なる役割が果たされることを求める決議を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。4 番議員、前田修一君。

○4 番（前田修一君）

町補助金等交付に係る執行部の厳正なる役割が果たされることを求める決議。上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出します。

町補助金等交付に係る執行部の厳正なる役割が果たされることを求める決議。

今回、まちづくり支援交付金等審査特別委員会の審査結果において、補助金交付にあたっては、いろいろな問題点が見受けられた。町民である補助金を受ける受益者側においては、各事業を行うにあたって条例、規則、要綱等、熟知されないままに行われた形跡が伺える。これは、町担当職員の充分なる事前説明と、途中の監督、チェック等が疎かになったためと、その最高責任者である町長の指導監督が不十分であったことが大きな要因である。また、「まちづくり支援交付金等」の交付等による疑義に対して、自己の責任について言及されなかったことは、誠に残念であった。

各事業執行においては、地方自治法を基に条例、規則、要綱等をもって執行するのが適正である。町発展及びまちづくりのための団体やそれに係わる人々への支援策は、公平公正に取り扱われることは将来的な展望からしても大いに望ましいことである。各事業執行にあたっての不備な点が見受けられれば、それを是正改正して臨むべきである。

よって、補助金交付制度に係る町当局の厳正なる審査確認をもとに、その役割が果たされることを求める。以上です。

○議長（後城一雄君）

これから提出者に対する質疑を行います。8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

それでは提出者の前田議員にお伺いいたします。発議をされました町補助金等交付に係る執行部の厳正なる役割が果たされることを求める決議と、これは町長に対してされたものと思われま。主体事業者に係る補助金等に関する条例、規則、要綱等の事前説明で熟知をさせる。さらには交付前の厳正なる審査、事業進捗中の確認及び事業完了後の点検、それと最高責任者である町長の指導監督の徹底を求めるものと、私もこれは理解はできております。そもそも発議の発端は、まちづくり支援交付金についての一般質問に対する町長の答弁が疑惑を招く結果となり、特別委員会が設置され、審査の結果の報告をされた後の今日の決議の提出に至ったものと思っております。10日、まちづくり支援交付金等審査特別委員会から審査の結果が報告されました。提出されました発議第3号は、特別委員会としての発議ではないことを確認しましたが、提出者、賛成者、いずれもまちづくり支援交付金等審査特別委員会として審査された議員の名前があります。特別委員会のメンバーと今回提出されたメンバーが同じであるということを踏まえて、提出者の前田議員の質疑を行います。

まず、ここに書いてある内容につきまして、受益者側において、各事業に当たって条例、規則、要綱等、熟知されないままに行われた形跡があると指摘をされておりますが、これは全体ではありません。一部あったかも知れませんが、一部そういった形跡があったと私も認めるところではございます。また、事前説明と途中経過のチェック等が疎かになったためとあります。確かにそうです。それとまた、最高責任者である町長の指導監督が不十分であったことが大きな要因である。これも一部はあるのではと思っております。更に一番最後付近なんですが、事業執行にあたっての不備な点が見受けられれば、是正改正して臨むべきであると。この件については、すでに指摘された不適

切な交付金運用については、行政指導が行われ改善されていると思っております。これより5つ質疑をさせていただきます。まずここに書いてあります、まちづくり支援交付金等の交付等による疑義に関して自己の責任について言及されなかったことは誠に残念であったと書いてありますが、言及をしたかったのであればなぜ断念されたのかを、まず1点目として質疑をさせていただきます。なぜ言及をされなかったのかの理由をお聞かせください。

次2点目は、発議させた議案は、町長に対し、先ほど言いました事業主体者に対する補助金等に関する条例、規則、要綱等の事前説明で熟知をさせる。更に交付金の厳正なる審査、事業進捗中の確認及び事業完了後の点検、最高責任者である町長の指導監督の徹底、これらを求めることであると思えます。最高責任者の町長の指導監督の責任を求める決議の発議にあたって、特別委員会、旧メンバーの中で、一部を除いて事実誤認されている箇所を訂正しての発議であれば理解はできますが、現時点で、人として、また議会議員としての道理が欠落しているのではないかなと思っております。発議の資格も決議の資格もないまま、ないと私はますが、提出者の見解を伺います。これは、人の襟を正す前に自分の襟を正せということでございます。小さな子どもでも誤ったことに気付けばそれを誤りを直し、間違ったことを指摘すれば謝罪をします。事実誤認の一例としてあげさせていただきます。特別委員会からの報告書に、特別委員会が調査を委ねた監査委員の監査結果に対して、報告と異なる報告が記載された件。次に、店舗活用促進事業補助金運用と起業等支援補助金運用の使用目的が違う点について指摘をされた件。更に寄附金収入を未計上として指摘された件。これは未確認のまま報告をされております。また、出演料を親族に全額払ったと指摘された件。更に他にも事実誤認のまま指摘された件がたくさんあります。このような中、提出者は他人の責任を追究する前に、こういった責任があるかということでお尋ねをさせていただいております。これが2点目です。

次3点目。3点目につきましては、委員会審査報告書として提出された内容に、民法、刑法をあげ、立証されればとしながらも抵触される指摘、正に犯罪者扱いとして思われるような指摘。現在においても訂正がなされておられません。3月11日の長崎新聞には、事実を明らかにするために当事者の告発も、選択肢として対応を検討していると記載されております。このことは特別委員会の調査を正当化させようという姿勢が伺えますが、特別委員会の報告は、報告に誤りがなかったと確信して告発をされる考えがあるのかを伺います。これが3点目です。

次4点目。町長は、補助金交付については問題ない、指摘された中の不適切な運用についてはすでに改善させて、行政指導をさせたと答弁をされております。補助金等に関する条例、規則、事前説明、交付前の厳正なる審査、事業進捗中の確認及び事業完了後の点検は、今後は履行確認の徹底確認をするとして反省をされております。条例、規則、要綱等の改正については、改正しないと答弁されました。したがって、交付金運用の不備は、徹底指導により是正され、適正に運用がなされていると考えております。このような中で、例えば決議が採択されたとしても、すでに是正を促した改善措置がなされた後の決議であります。決議の必要性を提出者に伺います。決議の必要性。

次、最後の5番目です。5番目の質疑は、決議に関する質疑を行います。決議の種類として二つあります。一つ目が法的効果を生ずるもの。例えば町長の不信任案決議、特別委員会設置決議、議会解散決議、百条調査決議、このようなものが法的効果を生ずるものであります。次に、法的効果を生じないもの。議長の不信任案、議員辞職勧告、議員の発言に対しての問責決議、議会の正常

化決議、これらが法的効果を生じないものであります。更に内容について7分類分けられております。それぞれ7分類言いますので、この決議がどの分類に当たるのかをお聞かせください。

まず1点目、相手を特定せずに議会の意思を広く宣伝するもの。例えばこれには暴力団追放決議、明るい選挙推進決議、献血推進決議、核廃絶決議、交通安全とかそういったものがあります。次に、二つ目の分類が、当該団体の長に対して一定の措置を要求するもの。例えば、これには道路拡張整備の決議とか、あるいは公園整備を求める決議、これらのものがあります。そして3点目、議会内部の問題について言及するもの。議長不信任案決議、議員辞職勧告決議、問責決議案などでありませう。これが議会内部の問題についての言及する決議であります。次の4番目。4番目は事業の誘致、推進を求めるもの。例えば、オリンピックの誘致とか企業誘致であります。次に5番目、国政に関するものの決議。これは国会議員の定数削減とかそういったものを求める決議であります。次に6番目。6番目は外交に関するものの決議であります。例えば米軍基地に対する要望等の決議、これらのものでございます。次に7番目。7番目は見舞い追悼を表すもの。例えば天皇陛下の見舞いとか地震の見舞いとか。そういった、以上7分類がされております。議会の事実上の意思である決議は、その対象範囲は不透明ではありますが、ここからが大事なんです。ここから大事です、よく聞いておいてください。事実上、意思があるからといって無制限に可決できるものではないとされております。決議は、当該団体の公益に関する事件が対象となるものと解されております。したがって、事件の内容、特性、それらを取り巻く状況を総合的、具体的、客観的に判断して決定されると、地方議会研究所の議会運用の実態で解説されております。この本は議会事務局にあります。提出者に伺います。この決議は先ほど述べました7分類の中のどれに該当して、その発議がされたものかを分類を示し、決議された理由を伺いたいと思っております。以上5点、お答えいただければ、よろしく願いいたします。

○議長（後城一雄君）

4番議員、前田修一君。

○4番（前田修一君）

1番目の、疑義に対して自己の責任について言及されなかったことは誠に残念であったのはなぜですかといった問い合わせは、いつのお話のことですか。質問の意図がよくわからないんですけども。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

これはカウントしないでくださいね。説明ですから。

この件については決議書の内容に書いてあるんですね。決議書の内容に書いてあるから、まちづくり交付金等に、疑義に対して自己の責任について言及されなかったことは誠に残念であったと書いてあるんです。だから、なぜ言及されなかったということです。お答えください。

○議長（後城一雄君）

4番議員、前田修一君。

○4番（前田修一君）

提案者がなぜ言及されなかったという意味ですか。決議を提出した者がなぜ言及しなかったとい

う意味ですか。6人の方がですか。

そうすると、2番目の人格的欠落とかなんとかいうような事項もこれも消して良いんですか。そういうお話があったんですけども。

○議長（後城一雄君）

前田議員に申し上げます。一応全部ご説明できる分を一緒に、5科目あれば説明をお願いします。

4番議員、前田修一君。

○4番（前田修一君）

報告書の訂正とかいうようなお話があったんですけど、私が訂正というようにお話を質問があったと記憶しておりますけど、訂正は今のところできません。それと交付金の特別委員会を設置して、町からいただいた資料によってこのような報告書がまとめて。当然、このことに関してこういうことが不十分であるというようなことで、あの報告書ができあがったと。これが一番最後になりますけど、執行部が厳正に今後やっていただきたいという決議をいたしただけでございます。そのように6人の方も、当然提出者に賛成をしていただいたと思っております。それと新聞報道で告発とかかなんとかいうようなことが書いてあったことに関してどうするのかというようなご質問があったと思えますけど、今のところ、まだそういう行動も結論も協議もしていないというところでございます。

○議長（後城一雄君）

他にありますか。8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

5つ質疑をさせていただきましたが、ひとつだけ、明確に答えられたのは3番目の質疑ですね。11月の長崎新聞には、事実を明らかにするため当事者の告発も選択肢として対応を検討していると記載されておりましたので、これが書いてあったんですね。だから、このことは特別委員会の調査を正当化させようという姿勢が私には伺えているんです。だから、この特別委員会の報告は誤りがなかったかと確信して、告発する考えがあるのかという答えに対して協議していませんと。ここだけ明確に答えられましたが、他は答えになっていませんよ、これ。全く答えになっていない。まず1番目の質問は、もう一回言いますのでよく聞いてください。まちづくり支援交付金等の交付等による疑義に対して、自己の責任について言及されなかったことは誠に残念だったと6人の人が言っているんですよ。それに対して、なぜ言及されなかったのかと私は聞いているんですよ。言及されなかった、断念されたんでしょう。断念されなかった理由をお聞かせくださいと、そういうことを言っているんですよ。

次の2番目は、もう一回言います。2番目は、報告書に事実誤認されたところは実はあるんです。これに対して訂正あるいは謝罪をせずについて、人の襟を正すことができますかということなんです、わかりやすく言えば。だから先ほど子どもの例をとって、子どもでも間違っただけをすれば間違いを正し、それが悪いとなれば謝罪をしますと。それが議会議員としてあれば、通常そのとるべき姿勢ではないのかと私は思うのです。しかし、提出された6人の中にそういったことがこれまでなかったということは、先ほど言いました協議をしていないというところまで、ひょっとして発展するのかなということになるんです。だから、こういう質問をさせていただいています。今さらこの決議が必要ですかということを探ねたんです。それくらい答えられるでしょう。そして、更に5番目

は、決議の種類がいろいろありますが、どの部類に該当しますかという質疑をしているんです、わかるでしょう。もう一度お願いします。

○議長（後城一雄君）

4番議員、前田修一君。

○4番（前田修一君）

1番目の疑義に対して、自己の責任について言及されなかった。12月定例会で、長がそのような自己の責任において発言がなかったということで、誠に残念であったという表現にしております。

2番目の間違ったこと。6人が12日間掛けて協議して、いろんな条例等を審査して報告書を提出する時点では間違っていたことはなかったと。それでないとあのような報告書は書けませんので、そういう具合に思っております。

次に、その中で、報告した中で間違っていたことがあった場合には、謝罪及び訂正をするかということですけども、それは今の時点ではできません。この決議を、町当局の、行政の今後の執行の糧になればと思ってというような決議を出しております。分類の中では、町当局に対しての要望等に当たると思います。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

訂正も、訂正がされないとおっしゃいましたが、なぜ訂正をしないのかなど。おそらく事実誤認がないという確信をもった。今でもそう思っていらっしゃるんですね、この6人は。大変なことになりますよ、これ。

逆に、今度は同じことが、町民から抗議文として出される可能性だってありますよ、こんな状態であれば。では、条例、規則、要綱等をよく確認してこの報告をされたのかとか、逆に。民法、刑法を挙げて立証されれば抵触するかもしれませんよと言って、今度は逆にこの皆さん方、提出された方々が逆に指摘されるかもしれませんよ、かもと言っておきます。だから、こういう発議をされた方は、どうぞこれまでの経緯をしっかりと検証し、ここからどのように取るべき責任というのがあるかと思えます。議員ならそれぞれの責任の取り方があるかと思えます。私も同じ議席をもっている、議席を同じくする責任の取り方もこの後考えております。どうぞ、発議者に対しては、更にこの発議の中で、この後決議されるかもわかりませんが、対応というのをしっかりと協議され、町民に対して恥ずかしくない姿勢を見せていただきたいと、そのようなことを祈って質疑を終わります。

○議長（後城一雄君）

他にありますか。2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

今回の決議文ですが、私は3月10日の特別委員会の報告の中で、その報告書を読みまして、委員長にこの報告書については、議員本来の役割は行政を監視、チェックして、それを批判批評するのが議会議員の本来の役割であるが、3月10日の報告書については、我々を選んでいただいた町民を監視、チェックすることが主な文面になっているということで批判をさせていただきましたけど、今回この決議書を見ますと、町補助金等交付に係わる執行部の厳正なる役割が果たされることを求

める決議。また、途中からいきますと、その最高責任者である町長の指導監督が不十分であったことが大きな要因である。また、まちづくり支援金交付による疑義に対して自己の責任について、これは町長のことですよね。町長が自分の責任について言及されなかったことは誠に残念であるということで、前回の報告書と、私から言わせていただければ 180 度視点が異なる決議書になっておりますけど、こういった方向性が違った決議書になったのはどのような原因からされたのか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

4 番議員、前田修一君。

○4 番（前田修一君）

10 日の報告書の提出を十分読んでいただくと、最後の方になりますけど、我々が最も主張するところは、最後の事例を挙げて、そのあとで最後の、報告書の確か 7 ページではなかったかなと思いますけども、その中でこれと方向性は異なるような報告書ではなかったということで考えております。同一の方向での報告書になっていたと思っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

それはそういうふうに前田議員はおっしゃいますけども、私から見ると完璧に、題が、議題の決議題が、何回も言いますけども、町補助金交付に係わる執行部の厳正なる役割が果たされることを求めるとなっております、その報告書にあった町民云々という全くその文言がないわけです。だから私は、この前の 3 月 10 日の報告書とは 180 度視点が異なった決議書になっているのではないかとこのことを伺っているんです。

○議長（後城一雄君）

4 番議員、前田修一君。

○4 番（前田修一君）

特別委員会の報告を 10 日にいたしまして、その時は最終報告でございましたので、当然、表題も支援金等に関する報告でございました。その中で、今度決議を出すものは特別委員会ではなく、特別委員会は報告をもって消滅しておりますので、支援金交付等の審査結果において執行部に対してこういう役割を求めていこうという趣旨で決議を出させていただいております。趣旨とすれば、方向性は変わったものとは考えておりません。

○議長（後城一雄君）

他に、質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。発議第 3 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、発議第 3 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

これから、発議第 3 号の討論を行います。

始めに原案に反対者の発言を許します。8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

反対というより、提出された発議に賛成できない立場で討論を行います。

発議された議案は、町長に対し、事業主体に対する補助金等に関する条例、規則、要綱の事前説明で熟知をさせる。交付前の厳正なる審査、事業進捗中の確認及び事業完了後の点検、最高責任者である町長の指導監督の徹底を求めるものと、この内容の町補助金等に交付に係る執行部の厳正なる役割が果たされることを求める決議については理解をしております。しかし、発議を提出されたメンバーは、まちづくり支援交付金等審査特別委員会として審査対象となる 35 団体を審査し、報告書として提出されました。審査結果として指摘された中の一部に不適切な交付金の運用については、すでに行政指導が執行され、改善指導がなされております。また、交付金の運用の妥当性、条例、規則、交付要綱に抵触する指摘、返還を検討する指摘をされましたが、特別委員会が調査を委ねた監査委員の監査結果を軽視されました。このことは、監査委員の事実確認報告を尊重されなかった、尊重しなかったということになります。特別委員会の書類と審査基準も不透明であります。また、指摘されております寄附金収入の計上の不備を指摘をされておりますが、当事者を招致して聴取した際に、本人に確認すればわかるような会計処理の不備が指摘されてあります。また、まだ交付決定されていない件にも触れて指摘をされておられます。審査の信ぴょう性を疑うものであります。このようなことから、事実誤認と思われる件が数件あるにも係わらず報告書の訂正もせず、町長への指導監督責任を求める決議をする資格がないものと考えます。特別委員会の役割は、町長を直接呼んで指導監督責任を求め、職員の管理体制を含めた指導勧告が口頭によっても十分反省されるものと思われまます。町長に対する責任を決議することよりも、特別委員会が指摘した事実と異なると思われる件について訂正が優先すべきであり、まちづくり支援交付金等審査特別委員会として立ち上げた本来の目的である地域の課題、地域の活性化、地域の環境づくり、地域の健康づくり、地域のコミュニティ等の交付金を有効に利用していただき、自分たちの住む地域をより住みやすく、そしてこのまちに住んでよかったと言えるまちづくりを議会も一緒に取り組むことが特別委員会の役割であり、議会の役割だと思っております。したがって、特別委員会が交付金運用の不適切な部分があったと指摘されている点があったとしても、行政側の指導監督の不備、そして事業主体には不適切運営の是正を促し、注意喚起することで解決すべきであると考えております。最高執行責任者の町長に対して指導監督責任を攻める決議の前に、以前に特別委員会の事実が一部を除いて訂正しての発議なら理解もできますが、現時点は、人として、議会議員のバッジを付けている議会議員として道理が欠落しており、発議の資格も決議の資格もないと考えます。先ほど申しましたように、人の襟を正す前に自分の襟を正せということでありまます。特別委員会のメンバーであった議員の総意でこの発議は提出されたと思われまます。このあと決議の採決の際は、発議された議員は自主的に棄権されることが望ましいと思われまます。私もこの決議の内容に対しては賛同はしますが、同じ議会の議員としてその責任を果たすため、その資格はないものと判断し、採決の時点で議場を退席し、棄権をさせていただくものであります。以上、この決議の内容について賛同はしますが、賛成できない立場としての討論をこれで終わります。

○議長（後城一雄君）

次に、原案に賛成の発言を許します。9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

私は発議 3 号に賛成の立場であります。まず、賛成理由の第 1 点。区長会の町長行政報告によりますと、問題点を指摘をされた特別委員会審査結果につきまして、真摯に受け止めてまいりますという文章を私は拝読させていただきました。一方、調査をいたしました、問題はありませんでしたと。また、特に返還などは考えていませんと。すなわち、真摯に受け止めてまいりますと述べられます一方、結果的には特別委員会審査結果を尊重されておられない町長の行政報告となっております。すなわち、特別委員会審査報告に対しまして、町長としての具体的対応がほとんど語られていないどころか、自主的にやんわりと拒否しておられることになっております。また、決議文にありますように、自らの責任の所在についても言及しておられません。これは、一議員としても一町民としても看過することはできません。また、第 2 点。今定例会における一般質問の答弁におきまして、町が定めているまちづくり支援交付金等の規則、条例、交付要綱の定めを自ら曲げて、解釈あるいは運用されておられるなど、町行政のトップリーダーとして許される行為ではありません。町が定めている規則等を町長自ら率先して破る。このことは、人として恥ずかしいことと言わざるを得ません。以上のことで、本決議に賛成するものであります。以上であります。

○議長（後城一雄君）

次に、原案反対者の発言を許します。2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

私はこの決議書を今朝いただいた時初めて見たんですけども、私は最初は賛成しようかと思いましたが。本来の、先ほどから何回も言いますように、議会本来の役目である行政に対する監視とチェックを入れて、それに基づいた決議書だと自分では理解していたんですけども、先ほど委員長に質問したんですけども、報告の時と方向性は一緒ですよ。考えは一緒ですよと言われたならば、文面だけ変えて考え方が変わらない。反省と検証がなされていないなど、前回の報告書についてですね。そういうことを感じましたのものでありますから、私、中身は本当に良いんですよ、文面を見たら。私も当然賛成するべきと思っていたんですけど、先ほどの前田議員の答弁を聞きまして、これは見かけだけやっているのではないかと考え方に変わりましたので、この決議書に対しては反対、賛成できません。以上です。

○議長（後城一雄君）

次に賛成者の討論を許します。5 番議員、橋村孝彦君。

○5 番（橋村孝彦君）

まず、このまちづくり支援交付金に対する疑義が生じた。このことについて特別委員会の設置となるものは全議員が賛同されたわけですよ。我々議会の役割というものは、大きな役割のひとつに、交付金の適正な支出、あるいはそれを受けた人々が公明正大にそれを使っているかということが我々に与えられた責任であり、役割であり責任であると思います。このことについては、これは私たち議会でなければできません。例えば、一般の町民の方々にもそういった疑念の声はたくさん聞きます。ですから、これはやはり明らかにすることが最大の目的であって、我々はまちづくり団体やそれにかかわっている人たち、そのことをそもそも否定するものでも全くありませんし、その思いもありません。ですから、先ほど誤認に対する修正だとか誤り等の話も出ておりましたが、先ほどの委員長のお答えではその考えはないということでしたので、私もそれに関してはそのよう

に思っております。誤認があるかないか、このことについてはあの時点で我々の調査能力、あるいは権限においては断定できません、はっきり言いまして。我々には出された資料、あるいは担当者の説明、見解、そういったものに基づいた報告書を出しております。つまり、客観論に基づいた特別委員会の意思表示だと私は考えております。ですから、あの報告書には、先ほど法的な云々という話もありましたけど、そういったことを前提に置きながら慎重な文面にしております。というのは、例えば誤認があるかないか、確かに不透明な部分もあります。ですから、あの文面を見ればわかるように、ぼかした文面になっております。決して法律違反だという限定もしていませんし、補助金を返還せよという文面もなっておりません。補助金を検討されたいでしたかね、そういった文面になっていたと思います。したがって、私たちは、今我々の与えられた役割、責任、その範囲の中での、現時点でのできる意思表示はここまでです。もし、それ以上のことを臨まれる、私はだいたい一番最初はなるべくなら落としどころをつけて、なるべくそう大きくならないようにということは委員会当初に言いましたけども、やはりそれはみなさんから反対されまして、疑問はたくさんありました。確かにまだ 100% 解明できていない部分もあります。ですから、もしどうしてもそういった修正だとか、あるいは謝罪というものに発展するものであれば、これは当然、最終的に司法の判断に任せるしかないと考えております。また、そして最近まちづくりにかかわった、あるいは一緒に活動された方々から、この報告書が提出後にいろいろ情報が入ってきております。そういった部分も含めると、まだまだ私的には 100% 解明できたとは思っておりません。しかし、できるならば私は、なるべくここである程度は譲歩し合って、これが大きな問題になれば執行部も無傷ではすみません。我々もこれをするにはそれなりの腹をくくっております。ですから、お互いに 100% 納得できない部分もあるでしょう。しかし、我々は喧嘩しているわけでも何でもないんですよ。ですから、私はこの決議書なるものは、審査にかかわった委員としては当然だと思っております。よって賛成です。

○議長（後城一雄君）

次に反対者の討論を許します。

ないようですので、これで発議第 3 号の討論を終わります。

ここで、先ほどの森議員の発言によって暫時休憩をします。

暫時休憩（午後 3 時 11 分）

再開（午後 3 時 14 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り会議を開きます。

お諮りします。発議第 3 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

先ほど森議員から議席を外れる旨がありましたので、その件につきましては局長から説明をいたします。

○事務局長（有川寿史君）

討論になりまして、反対討論の意思をなされた場合、棄権ということではなく反対ということで処理をお願いしますということをお願いします。

○議長（後城一雄君）

これから発議第3号、町補助金等交付に係る執行部の厳正なる役割が果たされることを求める決議を採決します。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（後城一雄君）

確認しました。起立多数です。したがって、発議第3号町補助金等交付に係る執行部の厳正なる役割が果たされることを求める決議は、原案のとおり可決されました。

日程第18 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

○議長（後城一雄君）

次に、日程第18、委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第74条の規定によって、お手元に配りました特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（後城一雄君）

日程第19、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元に配りました本会議の日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。
平成 29 年、第 1 回東彼杵町議会定例会を閉会します。

閉 会 (午後 3 時 14 分)

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

平成 29 年 12 月 13 日

議 長 後城 一雄

署名議員 大石 俊郎

署名議員 堀 進一郎